

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番。1、産業廃棄物処分業許可申請について。2、子育て支援センターについて。3、上大沢地区の水道施設について。

以上3件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） おはようございます。

議長の指名により、通告どおり質問を行いたいと思います。

最初に、産業廃棄物処分業許可申請についてであります。

市は、この問題について住民説明会を行いました。その説明会ではどのような趣旨で話をされ、また説明会での住民の反応、意見というものはどのようなものであったのか、市としてはこの説明会にどんな総括を行ったのかを質問いたします。

次に、県はこの問題に対してどのような姿勢でいるのか、またそれに対して市はどのような対応をとる考えでいるのかをお尋ねします。

伝え聞くところでは、県は10年が経過をし、上申書等が出されたため、許可は出さざるを得ない方向だという話を伝え聞いております。一方、知事は地元の要望をしっかりと聞いた上で、それを織り込んでの許可を出す形にしたいという意向があるとも聞いています。

市は、許可に備え、条件整備のための検討委員会をつくるといった話も聞こえています。しかし、住民の中には根強い反対があり、また反対運動も起きております。

私が最も危惧するのは、地元が条件賛成派と反対派に分かれることとあります。できる限り地元は一体となって、この問題に取り組むようにするべきであり、その努力が必要であろうと思います。

ここでは、市がどのような立場に立ってやっていくかということがとても重要になるんで

ありますが、話は少しそれますが、今回の合併では余り問題になりませんでした。合併等により広域自治体ができますと、広域自治体の1つの欠点として、住民から遠くなるということがあります。この遠くなるというのは、東京大学の金井教授の説によれば、1つは人口が大きくなればなるほど、住民1人当たりの重さが軽くなる。余りに大きな人口を抱えると、ほとんど無視できるほど住民1人当たりの重さが軽くなるということです。

もう一つは、地理的に遠くなると、行政の意思決定をする中心部から離れるほど、その地域で疎外が起きるということでもあります。370万人の県民を抱える巨大な地方自治体である静岡県の場合には、まさしくこの伊豆南部の住民から見ると遠い存在になっているのではないかと思います。市及び議会の役割は、まさしくこの遠い存在である県をいかに近づけていくのかということ、住民の意見をどのように県に伝えるのかがその大きな役割ではないかと思えます。

実は、おととい、蓮台寺地区、上大沢地区の役員さんたちに呼ばれまして、産廃について一般質問をするのであれば、住民の意見を市長並びに議会に対してしっかりと伝えてほしいと、こういう依頼を受けました。きょうは、傍聴ということで私を監督に来ておるんで、非常に緊張をしておるわけなんですけれども、住民は賛成か反対かを問われれば、反対に決まっています。しかし、県が許可を出さざるを得ないということであれば、ただ反対を言っているだけでいいのかどうか、無条件で許可が出されるようなことになってはむしろ困ってしまう。しっかりとした歯どめをつける形での許可を求めたほうがよいのではないかと、こういう思いもまた持っているということでもあります。

9月17日に、市長、議長、副議長、区の役員で県知事に面談をしたそうでもあります。そのときの印象としては、県は不許可ではなく、条件をつけた上での許可を出す考えで、これを変えることはできそうもないというのが印象だったそうでもあります。事実、市長はその後、許可条件を検討する委員会の立ち上げ等の考えを出しております。

しかし、9月30日には議会は産業廃棄物処分業許可を認めない意見書を県に提出しました。住民は、住民の代表である市と議会が全く異なる対応をしておることに非常に困惑を覚えているということでもあります。

本音をいえば、当然産廃処分場はないほうがいい。しかし、ないという反対だけでいいのかどうか、いけないのであればしっかりと歯止めをつけることを考えなければならない。住民代表が市長と議会でもた裂きに遭っている。この状態を何とかしてほしい。市長と議会が徹底的に話し合って、統一見解を出してほしいということでもあります。

そこで、市長にお尋ねしますが、議会ととことん話し合い、地元が一本になり、行政、議会、住民一つになって、この対応をするよう努力をするお考えがあるのかどうかお尋ねします。

また、一般質問では大変異例なことではありますが、議員の仲間である皆さんに私はこの場をお願いをしたいと。これまで、絶対反対で議会はやってきました。しかし、もう一度、県の対応を見据え、市長と話し合った上で、地元としてまとまっていくことが必要ではないかと考えております。その努力をともにしていただきたいと思います。

私自身、この先どうするのかは、まだ結論が出ておりません。県が条件をつけて許可を出さざるを得ないと言っていると言いますが、一方では県の顧問弁護士が住民の反対を無視して許可を出しても違法ではないからよいと言っていると、こんなばかな発言が漏れ伝わっております。これでは、静岡県には民主主義はない、国民主権、主権者は住民であるという発想はない。また、一方では、県知事は住民の意向をしっかりと取り入れたいとも言っている。本心はどちらなのか、県は本当はどうなのか。

どちらにしても、私自身は県のしかるべき責任者から直接説明を聞かなければ納得できないという思いであります。やはり同じ言葉でも、社員が言うのと社長が言うのとでは全く違います。権限を持ち、責任ある立場の者から直接話を伺いたい。そして、権限があり、責任のあるのは県であります。この県の考えというものを直接話し合わなければ、不安が残ります。仮に、公害防止協定ができて、防止協定は本当に守る、そのシステムができるのかどうか、業者との話し合いは本当にスムーズにいくのかどうか。

県は一方では、公害防止協定は地元と業者が結ぶものなので、県は中立の立場で関係ないというような姿勢をとっているというのも漏れ聞いております。事実なのかどうか、大変不安を持っております。

私は、実は業者に対しても不安がありますが、県に対しても不安を持っているのであります。県が条件つきなら許可を出さざるのはやむを得ないとしても、県は県民の生活環境を守る、この姿勢を本当に持っているのかどうかを実は尋ねたい。許可をやむなく出すにしても、この伊豆南部の下田市民の生活環境を守る、この姿勢が県にあった上での条件をつけての許可なのかどうか。

そこで、市長にお尋ねしますが、県との話し合いの場を公開で持ってほしいんですが、いかがでしょうか。

最後に、これも住民の話し合いの中で出たんですが、産廃の許可は県政の問題であります。

県政の問題であるにもかかわらず、県会議員の顔がいまひとつ見えない。県に地元住民の声を届けるのに、県会議員が無関係でいいのかどうか。やはり県会議員には、住民の先頭に立って県に住民の声を届けていただきたい、このことを市長のほうからぜひ県会議員の皆さんに声をかけていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

そして、産業廃棄物処分業の許可は県知事の権限にしても、下田でも独自の条例制定など、公害を防止する市独自取り組みがあってもよいのではないかと、そのことを検討してほしいということではありますが、いかがでありましょうか、お尋ねします。

次に、子育て支援センターについてお尋ねします。

下田市の子育て支援センターは、現在、第3保育所でやっておりますが、それが敷根のスポーツセンターの一角に、子育て支援拠点事業として建築される予定であります。来年4月には、それがオープンする予定であります。この下田の子育て支援センターは拠点事業のセンター型でやられるという計画を聞いております。センター型には4つの事業が挙げられておりますが、その4つの事業をどのように実施されるのかお尋ねします。

また、センター型では地域の関係機関や子育て支援活動を行っている団体との連携を実施することになっております。このセンターの運営に当たり、この地域の関係機関、ボランティア団体を運営会議といったところに参加をさせ、この地域支援センターを実施する上で官民協働でやっていく、こういうことが必要であると思うんですが、どのようにお考えかお尋ねします。

3月に建物が完成し、4月からは使用できるということですが、ハードができて肝心のソフトがしっかりしなければ、この支援センターは十分に生きません。そのソフトというのは人にかかっております。やはり子育てに情熱を持ち、生涯を子育て支援に取り組むような人物が望ましいわけではありますが、なかなか難しい面もあるでしょう。

本来であれば、支援センターに専任の職員を採用すべきと考えますが、今までの当局との交渉の中では、それはどうも難しいと。幼稚園や保育所の保育士さんを異動で配置するようなお考えのようではありますが、1年や2年で異動していくような腰かけ的な勤務では子育て支援センターを本当に生かすことはできないと思います。長期的に子育て支援センターに取り組んでいく、この姿勢がなければ、やはり子育て支援センター、ハードはできて、仏つくて魂入れずという形になってしまいます。

私は、少なくとも、支援センターに勤務する職員については、最低でも5年間は勤務をしていただく、長期的に本腰を入れて、この支援センターの活用を図っていくということが必

要ではないかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、上大沢地区の水道施設についてお尋ねします。

上大沢地区の水道施設については、平成19年12月議会の私の質問に対し、市長はやらなければいけないと、その方向で検討していくという答弁をいただき、担当の磯崎上下水道課長から、なるべく早く上下水道課が管理する本管を布設していきたいという答弁をいただきました。

本議会の中での答弁なので、当然、議会や市民に対して市長が責任を持って約束したものですから、実行されることに疑いはありませんが、ご承知のように上大沢地区の給水施設は産業廃棄物業者が布設したものであります。産廃問題で非常に苦労をし、またこれからも苦労をするかもしれません。その可能性も大きな今、上大沢地区住民に対し、産廃問題と密接につながっている水道問題については、特段の配慮があってしかるべきかとも思います。

改めて市長にお尋ねします。上大沢地区の水道施設についてのお考えはどのようなものでありましょか。また、なるべく早く水道本管を布設していくということですが、大まかな時期としてはいつごろを考えておられるのかを質問したい。

以上で、私の主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） まず、産業廃棄物の許可申請につきまして、いろいろご質問がありましたので、順を追って答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、住民説明会での説明趣旨と、その総括というような関連のご質問でございました。どのような説明をしたのか、あるいは住民の反応はどうであったのか。これにつきましては、まず10月29日に蓮台寺地区で説明会をスタートさせていただきました、47名。11月に入りまして、2日に大賀茂地区が31名、11月5日に上大沢地区が23名、翌11月6日に区長会及び団体関係で31名と、とりあえず計4日間の説明、132名の方々にこの経過を説明をさせていただいたところでございます。

この内容であります、ここに至っている今の産廃問題の状況、それから県の考え方、それから地元のほうからは、このおそれ条項が今も生きているのではないかということでの内容、それから9月17日に県知事と下田側との協議につきましてというような関連につきまして説明をさせて、いろいろご意見を伺ったところでございます。

やはり地元の方々の思いは、絶対再許可は認めないでほしいというのが圧倒的に意見とす

れば、それぞれの地区では同じように意見を聞かせていただきました。それにつきまして、私のほうからは、今の県の状況下の説明の中で、知事、いわゆるこの許可を出す最高責任者、許認可権を持っている知事がお話をなさった、このまま条件なしで許可を出すということに対しての地元に対する思いというようなこと、いろいろなことがございまして、県も今回の許可再開につきましては、しっかりした監督をする中での条件つき許可を出すという考え方で今県は進んでおるといようなこととございました。

それにつきましては、ただ県が今までの経過の中で、懸念される問題点だけを許可するのではなくて、やはり地元の方々がどのように過去の苦しみの中から、こういうことは絶対許さない、こういうことをしっかり施設整備の中で考えてもらいたい、いろいろな条件をぜひ1回出してくれといようなお話が基本でございました。

そういう中で、やはり意見を聞く中では、先ほど議員がおっしゃったように、全く反対という考え方しか飲めない方、それからそのまま反対だけ続けて、県の許可が大変甘い許可になってしまつては、また再び苦しみがあるんじゃないかと心配をされている方々からは、聞く耳を持っていただきました。じゃ、果たしてどういう条件がつけられるのかなといようなこともご質問の中ではありました。

ということで、とりあえず地区の説明の中では、ぜひ一度、市のほうとすれば検討委員会的なものを立ち上げさせてもらいたいと。その中で、そういう条件がどういうものになるのか、こういうことを検討していくのも必要ではないかということといきたいといお話につきましては、全体の総意ではありませんが、それはやむを得ないんじゃないかとい雰囲気の説明会は終わったといふふうに思っているところでございます。

今現在、県のほうとも、この間12月2日に一応話をしまして、向こうからはもう本当に時期が迫っておるといような中で、業者との話し合い、業者の計画も聞いてもらいたいといようなこともありましたので、これは近々、我々今まで議論をしてきたメンバーの方と、どうしたらいいかといことを話し合いを持ちたいといふふうに考えておるところでございます。

県の姿勢と市の対応についてとい関連のご質問でございますが、これにつきましては県の姿勢といのは今申し上げました中で、やはり県の方向は一応もう許可を出さざるを得ないといところにいるものでありますので、市とすれば今後、この業者の計画といのが実際、前の許可の内容でやっていたのとどういふふうに違う計画なのかといことを実際に知らなければ、やはり議論に入っていけないとい思いもありますので、伝え聞いてい

るような情報ですと、月に200トンの処理をするという、もう単純に考えると土日が休みとして20日間ぐらいの200トンの処理ということになりますと、200から300、300というあれも出ていましたね。となると、1日15トンということになると、持ち込みのあれが車2台ということになります。

そうすると、よく今まで、昔は100台ぐらい持ち込まれたんじゃないかというものを大変我々は危惧していたものがあるんですが、この計画を遵守するというのであれば、1日2台ぐらいの持ち込み量というのは、いわゆるこの産廃の内容も変わりました、今は木くずとか廃プラなんかは別のリサイクルということで、違う方法で焼却よりかもっと安価な形の中でできる処理をしているわけですから、昔みたいに持ち込まれる内容も大分変わってきているというようなことで、できれば私自身はこの業者の計画という内容をじっくり聞いてみたいという思いはあります。

そういう中で、ぜひこの内容を先ほど言ったように聞く代表者みたいな方、当然、議会の方にも代表として出ていただく方もいらっしゃるわけですから、そういう方に聞くような機会を設けて対応していくべきではなからうかというふうに思っております。

議員のほうから、議会ととことん話し合いをする考え方というのは、これはやはり先ほど申し上げましたように、私自身は許認可権の最高責任者である知事から方向づけを示されて、それに対する市の考え方をまとめてもらいたいという要望を受けていますので、これについてはしっかり努力をするべきだという中で、いわゆる議会が全面反対というようなことが出ているわけですから、それについて今、議員は心配をなさっておる、下田の考え方がまとまっていないじゃないか、これはまさにそう思います。

ですから、議会と例えば県の方がこう説明をしてくれるのかどうか、なかなかこれは異例なことになるかもしれませんが、そういう要望は、そういう議会側からの要望ということであれば、当然話はしてみる必要はあるのかなというふうに思います。

それから、県との話し合いの場を公開してもらいたいというような質問が出ましたが、この公開というのはどの程度の公開なのか、また後でちょっと教えていただきたい。確かに、今までの話し合いの中でも、そういう意見も出た経過もありました。一部の人たちで話し合うんじゃないくて、例えば市民会館の大ホールで公開でやったらどうだいというような意見も出たこともあります。果たして今そういう状況下なのかなという、そういう大きなところでただ意見を言っても、ぐじゃぐじゃになってしまうんじゃないかというちょっと心配もありますので、また議員の公開という意味合いをですね、また後で教えてもらいたいと思いま

す。

もう1点、県議会議員の動きが見えないというようなお話がありました。この説明会の中でも、地元の県議会議員の動きが絶対見えないよと、これはもう県の許認可のことであれば、当然県議会議員が何らかの形で地元の意向をしっかりと伝えるということも必要ではないかというお話でございましたので、地元というのがどういう形なのか。この選挙区の中の2人いらっしゃいますよね、この2人の方にそういう形ということですね、そうなれば、当然まさに言われるとおりだと思います。ということで、県議会議員の方にも一応声をかけて、話をする場を近々、できる限り早く持ちたいというふうに思っております。

ちょっと答弁漏れがあったら、後でまた再質問でお願いしたいと思います。

2つ目の子育て支援センターの運営に関する問題であります。

おかげさまで、今建設に入りまして、4月からできるというようなことでございます。それにつきまして、官民一体で運営あるいは専任の職員の問題、それから職員の配置につきましては任期の問題等も、議員が考えてられるご意見に絡めて質問が出たわけでありまして、これは担当課のほうから細かくちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

3つ目の上大沢地区の水道施設でございます。

確かに、19年の12月の議会で同じ質問が出ました。その中で、私のほうからは地域振興という観点からも、何らかの応援はしていきたいなということが1点。それから、もう少し内容を詰めて、できる限り前向きな答えを出していきたい、こんなふうに答弁をさせていただいたというふうに思います。

それから、当時の担当課長のほうからは、なるべく早く上下水道課が管理する本管を布設していきたいというような答弁も残っておりますので、これは現実的に昨年度、地区の振興ということでポンプの関係で50万ほど支援はさせていただきましたが、いわゆる議員がおっしゃっているのは本管の布設というような形でございます。

この問題につきましては、大変難しい問題でもあると思うんですが、いわゆる今、市の財政状況の中で例の公的資金の補償金免除の繰上償還をさせていただいております。当然、国からの健全化計画のフォローという中で、ある程度事業費が規制をされている部分があることは、議員の皆さん方はご存じだというふうに思っております。おかげさまで繰上償還ができましたから、大変利息の軽減につながっているわけでありましたが、国もそういう判断をさせていただいて繰上償還を補償金免除の中で認めていただいたというものにつきましては、今の市の借金の多さの改善策、それから水道料の問題とか、いろいろな問題を我々は努力をし

てやってきた経過があるわけであります。

ですから、そういう中で事業費が抑制をされておるということを考えますと、今の状況では23年度まではその規制は抜けられないということは、簡単に考えれば23年度まで全く手がつけれないということです。そうしますと、この水道行政の中で、やはり下田市内にはまだまだ多くの未給水地域があるわけであります。これを長年の水道会計事業の中で、水道がどの市民にも公平にいくように努力するのが行政の基本的な姿という中で、この上大沢だけではなくて、いろいろな地区からも長年の要望が上がってきている中で、政策的にどのように判断をしていくかというのがこれからの課題であろうかというふうに思います。

ですから、この事業実施というのは今言ったように、この規制が解かれる24年度以降に、この水道行政の中でどのようにまた事業実施をしていくか、借金をしなければなりません。という中で、多分、上大沢のこの事業をかけるということになりますと、約2億7,000万ぐらいが現在お金がかかるという見込みがあるわけです。そうすると、そういうものをどういう年度で計画していこうかというのは、これから考えていくことございまして、大方いつごろにというようなことだと、こっちもアバウトに答えられるしかありませんが、今言ったように24年度以降の計画の中で、政策的に今までの各地区の要望を受けながら、どこにその計画をはめ込んでいくかということになるかと思えます。その辺で、これももう2年越しの要望でございますので、頭の中にはしっかり残っておるとのことだけ答弁させていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） では、子育て支援センターについて、基本的4項目の件でございます。

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進と、これについては子育て支援センターを原則1日5時間、午前中2時間半、午後2時間半で週5日ということで開放をしていきたいと考えています。スタッフは3人体制。

2番目です。相談とか援助の実施です。これは保育士の資格がある者を2名配置する予定です。また、各方面の応援をお願いして、現実今、家庭児童相談員、必ず参加しています。ですから、今度は3日じゃなくて5日になりますもので、毎日応援できるかどうか、今から検討の必要がありますけれども、この辺を参加して来場する保護者の相談に応じていきたいと思っております。

関連情報の提供です。当然、掲示板でパンフレットを施設で配ります。それと、今回の補

正にも出ていますけれども、センターが管理する専門のホームページをつくります。その中で、広く市民に情報を与える。できたら、ネット上で答えられるようにできればいいのかと思っていますけれども、今のところ今後はホームページを開設するというだけでいきたいと思っています。

4番目です。子育て及び支援に関する講習会の実施です。これはボランティア団体とか、社会福祉協議会と連携して、月に一遍程度のイベントを開きたいと思っています。それで、またボランティアのほうの育成とか、そういうほうの応援もしていきたいと思っています。

次に、関係団体の協力は運営会議を開きたいと思っています。当然、福祉事務所の社会福祉係、それとセンターの職員とボランティア団体の方たちをお願いいたしまして、定期的に関いて、ここで方向性を、いい活動ができるようにしたいと思っています。この点につきましては、ネットワークのほうと相談して議案に7月の段階から上げて相談に入っております。

あと、問題は職員の件です。私がいるかどうかわかりませんが、担当する人間としてもいいスタッフが欲しいと、これはもう当たり前のことだと思います。ですが、なかなか難しいということです。ですから、熱意のある方を選任していきたいと思っています。今お願いしているのは、どうしても正規の職員は園長クラスの間をくださいと、そういうお願いをしておりますもので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 伊藤議員さんのほうからお一つご質問の中で、下田での独自の環境を守る取り組みを検討してみてもどうかという今ご質問がございました。実は、県知事面談の中でも、県知事はこの地域全体の自然を生かす、地域をきれいにする、そういう条例をつくるということの検討も必要ではないかというようなお話もありました。そういう中で、地元の参加されている方も、もう既にそういう行動をして、活動をしていますよというようなお話もされていたところでございます。

一般的には、環境を守るという条例の観点をほかの他町村を見ますと、例えば町とか市に特別に貴重な動植物とか、そういうものが生息し、また植栽されているという、そういうところについて守っていかなければいけないという区域を定めて、そこに環境の保護の条例をつくっているというような形が多いようでございます。こういうことも、今回のこの上大沢地区の事例にどうそういうことが対応できるのか、もうちょっと考えていきたいなと、こう

いうふうにも思っております。

それから、市長のほうから200トンという数字のお話が出ました。これは、あくまでも私自身がまだ今、市長もそうですが、県の話として聞いているところでございます、あと処理能力という面から見て、先ほど15トンというお話が出ましたけれども、この1日15トンで月に300トンということの中から割り出すと、20日間というような月の操業も考えられるのではないかという中で、1日2台という、そういう市長の答弁というふうにとらえていただければと思います。

以上でございます。

今、計画の中で言われている部分というふうにとらえていただきたいと思います。そういう県の見解でございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） この先は、少し一問一答形式を入れながら聞きたいと、よろしいですか。

議長（増田 清君） はい、どうぞ。

3番（伊藤英雄君） まず、産業廃棄物処分業のことなんですが、業者との話し合いも必要になるのは次の段階なのかなという気がしています。要するに、地元として条件をしっかりとつけて許可を出すように県と交渉していくと、この姿勢がまず地元、特に行政と議会の中で一致をするということが必要ではないかと。

つまり、根本的には反対ということがほぼ全員の心の中にあるんで、やっぱり住民代表である行政、市長、議会がこれは条件つきでいかにざるを得ないと、この判断がある程度共有できなければ、前へ進むのには問題があるんじゃないかというふうに考えますが、どうでしょう。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 私自身が先ほど申し上げたのは、今まで議論をしてきた中で、的確にこの業者がどういう計画を今回許可を求めているのかと、まずこれが一部の人たちのところに伝わっている、先ほど言ったように月300トンというような話だけでいきますと、簡単に言えば先ほど言ったように大きな車で来れば1日2台しか入ってこれないような計画になるわけです。そうすると、多分今までの中で、地元の方々も過去の本当に何十台、今言ったように100台とかという、そういう大きなものがぞろぞろ入ってくることと同じようなものが再開されるのではないかというところでの議論をしていたら、いつまで経ったってかみ合わ

ない部分があります。

ということで、できればそろそろ業者の、実は12月2日に県のほうと話し合いを持ったときに、業者の話を聞いてみたらどうかというような話も出たわけです。我々は、そのときの判断で、確かに計画が全くわからない中で、ただ根底的に反対だけのことをやってもまともっていかないんじゃないか。だから、今、議員さんがおっしゃるように、我々がどうするんだということを決めてから業者の話を聞くべきだという考え方と、今私自身はまずここで一旦業者の計画というのがどういう計画なのかというものを聞いた中、あるいは地元、我々が疑問を持っているようなことをそこで1回ぶつけて、相手がどういう答えをしてくるかということも聞いてみるのも、この問題点を前へ進めることじゃないかということで、近々連絡会をみんなで地元の人たちと開きまして、その辺のご意見を出していただくというような方向へ持っていきたいというのが今の考え方であります。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 市長の答弁にも一理あると思うんですが、最も違和感を感じるのは、今まで県が不許可を2回出している、その大きな根拠となったのは、いわゆるおそれ条項であります。これは、要は言葉は難しいんですが、不安とか不信とか、そういう漠然とした思いを含めてのことだと思うんですが、このおそれがあるというところをある程度クリアしなければ、条件に入っていくこと自身が非常な違和感を感じるんであります。

だから、お互いに本当に信頼関係の中で、これはもうしっかりとした条件をつけて、その交渉に入らざるを得ないと、こういう判断に入ればいいんですが、その手前のところで今議会も住民も戸惑っているということだと思うんです。だから、そのところでいえば、やっぱり話し合いを含めて、その方向でいくのかどうかについての合意ができなければ、今の考え方とか思いが分裂がひどくなるような気がするんです。必ずしも絶対反対、これはやっぱり不許可でいってもらいたいというところと、やはり条件をしなければならぬ、また裂きになっている部分も含めてですね、やっぱりその結論を出さずに既に条件整備に入っていくというのは、地元がまとまっていく道としてはちょっとうまくないのかなというふうに見えるんですが。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） これは議員の考え方と私の考え方がちょっと違う部分が今出てきましたけれども、条件整備をしていこうということではなくて、まずは県とよく話し合いをしろよということも言われています。県との話し合いの中で、業者の計画というのを実際聞いて

みたらどうですかということであれば、確かにそういう計画を実際に聞いて、ここでどうこうという相手に条件をつける問題ではないわけですから、まず相手の条件が、どういう計画が今回の許可申請になっているのかということをもっと知る必要も、やはり我々のほうとすればあるのではないかとということで、そういう内容を聞いてから、また検討委員会が立ち上がれば、その中であの問題はおかしいよ、こういう計画はおかしいよ、こういう条件は我々としてはつけるべきだということをお話し合う場もあってもいいのではないかと。

ですから、議員おっしゃっているように、県のほうから議会に説明しろ、あるいは県のほうからだれだれに説明しろということは、また別の平行線で進めていけばいいことであって、とりあえずこの業者の話、計画をですね、どういう計画なのということをお聞きする必要があるのではないかとこのように私は思っています。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） これは県が業者の計画を聞いたかどうかというんですが、先ほど県に対する不安があると申し上げたんですが、基本的には県は住民の生活環境を守るという立場と、許可の申請ができて形式として許可を不許可にする状況が整っていないという、いわゆる業者側の立場と2つある。県は一体、どちらの立場に立っているのかと。本当に県民の生活環境を守るという立場に立って、業者の話を聞くという提案がなされているのかどうか。それとも、許可を出さざるを得ないんで、業者の話をとにかく聞きなさいと、こういう趣旨で言っているのか。そういう事前の整理がないと、ただ事柄だけがどんどん進んでいくということに対しては、やっぱりそこについていけない人たちが出るのではないかと。

だから、一番は早急に、議会側の問題もありますけれども、議会と早急に話し合い、少なくともこの先の方向性というのは出すようにしていきたいと。ここでこの問題だけをやっているわけにいかないんで、要望としてはやっぱり議会側との話し合い、地元の方向を1本にした後に、この条件なり業者の計画を聞くという方向にいくべきであろうというふうに要望をしておきます。

それから、あと検討委員会のメンバーについては、どのようなメンバーを考えておられるのかという点。

それから、先ほど独自の条例については、実はこの今申請を出している業者だけではなく、ほかにも計画を持っている業者もおるような話も見聞きするわけでありまして。そうした意味でいえば、この産廃に対する市としての制限をつけられるような独自の条例の検討をすべきではないかと。これは桧沢林道に対する制限も含めて、やっぱりそういう方向での検討、いわ

ゆる一般的に環境を守るというようなことではなく、産廃に対してある程度制限ができるような条例の検討が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 検討委員会の内容につきましては、メンバー的にはとりあえず前回の会合の中では、各区ですね、今一応、各区というのは、この3区の方が地区から大体1地区3、4名、それから今までの中では業界の代表者の方々、旅館組合とか稲生沢川非出資漁業協同組合の代表の方とか、そういう方がいたんですが、これは内容的にちょっと絞って声をかけよう。

それから、議会側は今までの中で、議長、副議長に出席をいただいていますので、議会側のほうからも代表が入っていただくということで、我々は私と副市長、それから担当課と、こんなことで検討委員会というのは立ち上げていくというふうに思っております。

〔「番外」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 産業廃棄物に対する条例の検討というお話でございます。この件につきましては、静岡県のほうで産業廃棄物の適正な処理に関する条例という条例が定められております。その条例の中に、第11条でございますが、産業廃棄物の不正な処理に係る措置ということで、この不正な処置をしますと勧告を知事がするという条例、また30条には報告の徴取と、事業者の業務に係る必要な事項について報告を求めることが県知事はできます。また、31条では立入検査を知事が職員に必要な限度で検査、収去ですか、そういう行為をできると。それに対して、業者が違反をした場合、34条で30万円の罰金という規定もされておまして、この30条の虚偽の報告とか、また検査、収去を拒むとか、こういうことになりますと、こういう県知事の権限で罰則ということも規定されているところでございます。

下田市独自の条例ということも検討の余地もあろうかと思いますが、そうしますとほかの市内の業者、産業廃棄物業者も全体にかかわることになります。また、不法な業者ばかりではなくて、今の廃掃法とか、県の条例に基づいて善良に事業活動をされている産廃の業者もあるわけございまして、そういう業者のことも配慮を考えると、個々のそういう不正を防ぐ、一般的には公害防止協定というような中で、そういうような不正を防ぐという措置がされるところが現状でございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 条例については、不正を防ぐ、公害防止協定というお話はよくわかる

んですが、前回は公害防止協定はあったわけですよ。しかし、有効にそれが活用できなかった。この反省に立って、今後のことは考えなければいけないというふうに思うんです。したがって、協定を結べばそれでよしとするのではない。やっぱり協定の中身もさることながら、協定がいかにも有効に働くのかと、この辺の議論も必要ですし、また条例についてももちろんすべての産廃処分業をよせと、こういうことを言っているのではないであります。

今、上大沢地区で過去あったことを踏まえて検討する必要があるんだということでありますんで、そのこのところをよくご理解いただきたいと思います。

あと、公開の話し合いの場というのは、やはり県と議会、あるいは業界団体、そのほか地元の代表でもいいんでしょうが、県と一般市民ということではなくて、県と代表的な人が話し合いをすると、それが公開ですから傍聴も許されるし、新聞、テレビ等の報道関係も入れてと、こういうような場のことをイメージしていると。

議長（増田 清君） 市長、答弁をお願いします。

市長。

市長（石井直樹君） 公開の内容がわかりましたので、これはまた我々関係者で今こう連絡会議等を開きますので、そういう中で伊藤議員からの提案ということで話し合いをさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 最後に副市長から、この問題は非常に重大でありますし、議会を含めて地元の一致した動き、これが最低限必要ではないかと思うんですが、その点に関する見解をお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 何度か議会の中で答弁をさせていただいておりますけれども、やはりこの問題についてはもう議会も行政当局も、また地元も絶対認めてほしくない、反対だという意思は出しております。そういうことの行動も、るる報告しておりますように、何度となく行っているところでございます。

そうした中で、議員からは議会と行政当局がどうも一体化していないと、地域の住民の方々は大変不安を持っていると。これについては大変申しわけなく思っているところでございますけれども、ただ議会は議会として何度となく意見書を採択をして県のほうに上げているという事情もございます。

そうした中で、我々としては県とのつき合いといいますが、いろいろな関係の中で知事が

らああいう投げかけがあった段階で、市長から答弁されておりますように、何でもかんでも反対、聞く耳持たないという姿勢はなかなか取りづらいという事情もご理解をいただきたいという思いがございますので、姿勢としては絶対反対ではあるけれども、当局側はトップ、県知事からの要請については、これだけ地元の理解を得るべく努力をしているんだと、こういう姿勢もやはり見せなければ、今後の行政執行の中でいろいろと支障が出てくる部分もあるだろうという判断の中で努力をしているところでございまして、一方では議会、反対反対、これはまた結構であろうかと思えます。

しかし、こういう行動、こういう動きが地区住民の方々に不安を与えるということに対しましては、近々また会議もありますので、しっかりとその状況を説明して、皆さんの不安を取り除くような形にしていきたいなというふうに思っております。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 副市長の本心として、やっぱり議会側と行政が同行動をとれるように、徹底的に話し合いが必要だと、こういう認識を持っているという理解をしまして、これに関する質問を終わりたいと思えます。

次に、子育て支援センターについてであります。子育て支援センターの業務の中の、いわゆる子育てをするボランティアの養成あるいはイベントが入っておるわけですが、現在、子育てボランティア養成講座を社会福祉協議会のほうでやっておるんですが、これの財源が非常に不確かで、毎年不安の中で、今年はできるんだろうかということで非常に苦慮している実情があります。やっぱり拠点事業の中にボランティアの育成というのが入っておるんで、ボランティア養成講座が恒常的にできるようなバックアップをぜひ検討してもらいたいと思うんですが、その点いかがでしょうかということ。

それから、スタッフについては、やっぱりこれ行政だけで探すとなると、どうしても範囲が限られてくるんで、ボランティアの中からも探すというようなことも必要かと思うんで、職員についても官民協働で探すと。拠点事業が官民協働の中、その運営が行われるように、職員についても協働の中で探していくという姿勢が必要かと思うんで、その点はいかがでしょう。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） ボランティアの養成講座のお話です。センターの事業にしななければならないわけですが、今度から、ですから、できましたら委託という格好で社会福祉協議会のほうへ委託をしたいと、今そういう方向で予算を計上させてもらっています。

スタッフです。正規の職員、臨時職員につきましては、できるだけそういう情熱のある方があるようでしたら、また募集いたしますから、そのときに応募していただければと思っています。よろしくお願いします。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 養成講座のほうが委託でやるということなら、大変喜ばしいことだと思ひまして、その点については大変安心をいたしました。

最後に、上大沢の水道施設なんですけど、平成19年の答弁の確認をいただいたということで、そして24年度以降のなるべく早い時期というようなお話がいただけたんで、大変ありがたいと思っています。これで質問を終了します。

議長（増田 清君） これをもって、3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位6番。1、株式会社ワイティービジネス再開絶対反対の市民要望について。2、廃棄物行政の改善について。3、都市計画税の不当課税の是正について。

以上3件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） それでは、通告順に従って、質問をさせていただきたいと思ひます。

ワイティービジネス再開絶対反対の市民要望についてお尋ねをしたいと思ひます。

先ほどの伊藤議員の最後の質問で、これは絶対に不許可にすることができると、こういう確信を得ました。なぜなら、県知事から言われて、下田市と県との関係でつき合い上、検討委員会をつくらなきゃならんと、本心は絶対反対だと、こういう具合に表明をされたわけがあります。

したがって、これは市民一丸となって、県の不許可をぜひ勝ち取ると、こういうことができると確信をしたわけであります。

ワイティービジネスは、平成11年4月27日、たび重なる不法行為や違法操業によりまして、産業廃棄物処分業等の許可の取り消しを静岡県から受けたところであります。その後、平成

20年11月14日、下田市内の事業所を再開しようと、3度目の許可申請を静岡県に提出をいたしました。これに対し市長は、平成20年12月11日、業の許可を与えない要望書を県知事に提出されました。そして、市当局、議会、住民が一体となって、下田の自然と生活環境を守る、そのために前回、前々回同様、不許可とするよう県知事に要請をしてきたところでもあります。

平成21年6月1日には、1万2,862筆もの住民署名が市長、議長及び3区代表者の皆さん等によりまして、県知事に直接届けられたと聞いているわけでもあります。そして、平成21年9月30日、下田市議会は2度目の処分業の再開を認めない意見書を全議員の賛成で採択し、県知事に送付をしているところでもあります。この12月の2日には、議長及び副議長が県議会の議長のところまで出向きまして、要請をしてきたところでもあります。そして、議会と県当局者の皆さんと、近々話し合いが持たれると、こういう段取りもそろえてくださっているところでもあります。このように、市長を初め市議会も、多くの住民も、ワイティービジネスの再開には絶対反対を表明をしているところでもあります。

ところが、静岡県知事は本年の8月27日、市長に条件つき許可をしたい旨を伝えられたそうでもあります。これはどういうことかと、こういうことで9月17日には市長、議長、3区代表者等は県庁に出向かれたわけでもあります。

県当局は、許可せざるを得ないので、せめて条件をつけた許可を出したい、公害防止協定を違反したら、即、許可取り消しにするという条件をつけるので、ワイティービジネスと公害防止協定を結ぶそのための席に下田市と住民は着いてほしい、こういう意向が示されたたと報告されているわけでもあります。

そこで、まず市長は市民の立場に立って、あくまで業の再開反対を貫こうとされているのか、あるいは県の条件つき許可を受け入れようとしているのか、まずお尋ねをしたいと思います。そして、いずれの立場に立つにしても、共通して県に要求する事項が私はあると思うわけでもあります。

今日、上申書を出したとはいいいながら、3区の区長さんに弁護士の名前つきで賠償責任を問う、間違った文言があればと、このような姿勢を示しているこの業者と、どうして交渉の場につくことができると言えるのでしょうか、とても交渉の場にはつけない。しかも、住民は2度のワイティービジネスの呼びかけにつきまして、1度も参加をしていないと、そういうことには参加ができないと、こういう姿勢を3区の皆さんは、また住民の皆さんはとってきているわけでもあります。

ワイティービジネスは、平成元年より平成11年4月まで、大都會の産業廃棄物を許可業の

量の3倍にも上ります過剰に搬入し、昼夜を問わず違法焼却を行い、ばい煙公害、大気汚染、産廃トラック公害、悪臭や白い泡、黒い水など水質汚濁公害、ダイオキシン被害の心配など、住民を苦しめてきたわけであります。この間、県当局は立入調査、指導、改善命令、業務停止命令をたびたび行いましたが、違法操業は続けられ、平成10年8月には東京電力の送電線の断線事件等、事故があったわけであります。そして、平成11年4月27日、業の取り消し処分によって初めて生活環境の回復の希望が持てるようになって現在に至っていると言えます。いまだに、自然環境の回復には大きな疑問が残されていると言わざるを得ません。

次に、操業から業の取り消しまで10年余り、場内に埋め立てては危険で違法だとされている産業廃棄物や燃えがらが埋め立てられているのではないかと、この疑問が解明されているとは思いません。市長はどうお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

私どもが11月16日の県交渉で、県の環境局長はお手元にある平成10年度の資料しかないが、これによれば711立米、490トン、燃えがらを排出したと。しかし、この燃えがらはすべて適正に処理されていると、こう答えているわけであります。

しかし、この種の答えは実際のマニフェストや等々の書類と現実が違うという内容がしばしば起きているわけであります。

これが下田市の事業所から確かに搬出されているのか、ボーリング調査等、現地調査を県にきっちりと要求をしていく、許可する前にこの10年間の始末がちゃんとしているのかどうか、きっちりと県にただすという姿勢が求められていると思います。

第3点に、県は2度の不許可決定を覆し、許可する理由について、市長はどういう見解をお持ちなのでしょうか、市民が納得できるとお考えでしょうか。

平成19年には、既にこの業者の不許可を県はしているわけであります。おそれがあるからという内容であります。これがわずか1年半足らずの間に、どうしておそれがなくなるのかと。まさに、県の言うところの論理が納得できない、こういう内容になっていようかと思えます。

第4に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、その業務に不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由のあるものは、不許可とすることを法律が定めているわけであります。したがって、許可するということは、そのおそれがないと判断をする結果になります。このような判断がどのような根拠でできるのか、県当局は何と市長におっしゃっているのか、明らかにしていただきたいと思えますし、市長自身の見解も伺いたいと思えます。

第5に、本当に違法操業のおそれがないのでしょうか。ワイティーの事業計画をどうお考えになっているのかお尋ねをします。

県当局は、ワイティービジネスの申請によりますと、市内3業者から月量156.5トン、県内から35トン、計約月量200トンの処理を行うと言っているわけであります。

しかし、この下田市内には、県が既に許可した4つの業者が事業をしているわけであります。この不況の中で、156トンもの建設廃材が出る実態はどこにもないと言えらると思います。

県外から産廃が持ち込まれないと、こういう申請になっているわけであります。まさに、事実とこの申請が乖離をしていると、こう言わざるを得ないと思います。なぜなら、この事業者の収入、どういう商売をして利益を上げるかと、こういう数字が申請書の中に入っておりますが、これは1日12トン、22日間操業をすると、そして焼却をするんだと、こう言っているわけであります。246トンになろうかと思ひます。そして、約1,300トン、破碎処理をすると、こういう事業計画になっているわけであります。200トンの処理しかないという、この表紙の申請と事業計画でどれだけの収益を上げるかというところの内容が全く乖離をしているわけですから。許可を得るためだけのとりやすい申請書を出している、実態と合っていない、こういう申請になっていようかと思ひます。

しかも、この業者は会社名も、その役員もほとんど変わっていない。まさに、不法行為をしたその役員がそのまま引き継いで営業をしている、そのおそれが十分にあると、こう言わざるを得ないと思ひますが、このような事実を市長はどうお考えになっているのか、あわせてお尋ねをしたいと。

次に、林道管理条例の制定について。

9月定例会で、林道管理条例の制定について検討をするとの答弁をいただいておりますが、どのように検討されているのか、まずお尋ねをいたします。

平成7年度、この当時に林道沿線上に産業廃棄物処分場が全国各地でつくられ、緑豊かな山々のこの谷間がごみで埋め尽くされるという事態が起きております。森林法に基づきます林業振興のための林道が森林の破壊をもたらしている、ゆゆしき事態だということで、国や県は産廃ストップのための条例を制定せよと、この林道管理条例にそういう意味合いを持たせようと、こういう通達を出しているところであります。

現在、下田市の林道は15本あります。そのうちの3本は、県道等に通り抜けができると、こういう林道になっているわけでありますので、この林道沿線が処分場とされる可能性というのは、今なおあると思ひます。

そこで、4トン以上の産廃者の通行の禁止を含めた林道の通行の規制条例をきっちりとつくっていく必要が私はあると思うわけであります。

また、市外から大量の廃棄物が持ち込まれ、不法に焼却または埋め立てが行われないう、市外廃棄物の処理に関する条例を制定をすべきであります。市外廃棄物の処理に関する条例は、平成16年9月28日、議員提案をされた経緯がございます。産業廃棄物がこの市内でどのように搬入され、どのように処理されているのか、これらを把握する手段を下田市は一つも持っていないわけであります。この条例をつくりまして、県に倣い、早急にこれらの産廃の動きをきっちりと把握する体制を早急につくるべきであると考えますが、当局の見解をお尋ねしたいと思います。

次に、廃棄物行政の改善について。

不燃粗大ごみの取り扱いにつきましてお尋ねいたします。

粗大ごみ処理委託に係ります下田市長に対する措置請求についての通知によりますと、下田市一般廃棄物処理適正化庁内調査委員会において協議、検討し、市民が栄協メンテナンスに持ち込みをする粗大ごみについて、粗大ごみ処理に係る今後の方針（平成21年5月25日付下環清第72号）で方向を決定がされていると記されているわけであります。

そこで、この決定がどのようなものであるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

また、課長によりますと、栄協メンテナンスは365日、粗大ごみの受け付けをしていると、市は土曜日は半日、日曜日は休みだと、時間も市は8時45分から午後4時までだと、栄協メンテナンスは5時まで営業をしていると、市民サービスの点で栄協メンテナンスの協力をいただいているんだと、こういう姿勢を示しているわけでありますが、その内容は業者の都合により、これを市が追認をしているというのがその実態ではないかと思えます。市民のための行政ではなく、業者の利益を保障する、こういうことであってはいけないと思うわけであります。

次に、粗大ごみを破碎した後の金属類などの有価物を栄協メンテナンスと交渉の経過の中で、委託料が低い料金設定になっているので、業者に処分することを条件とした見積もりをとって契約をしていると、こう言っているわけでありますが、それなら幾ら低い単価となっているのかと。私の調べたところでは、決してそんなことはない、ちゃんと原価計算がされていると思うわけであります。委託料単価を算出しているということであります。

そして、有価物が幾らになり、幾ら補てんしているのかということも当然、市はきっちりと把握する必要があると思えます。措置請求の通知書の中では、概算トン当たり3,125円だ

と、これで栄協は売っていると思うと、こう言っているわけであります。平成20年度の決算の実績によりますと、196トンの金属類が粗大ごみの売れる部分が栄協さんに渡されていると、これを計算しますと61万2,500円になるわけであります。これは市当局が承知の上で実施をして、この業者にくれてやっているというのがその実態ではないかと思うわけであります。私の試算によりますと、これは1トン2万円からするだろうと。129万円ものお金をこの業者にくれてあげている、こういう実態になっているのではないかと推計をするところであります。

また、平成21年5月から9月まで、栄協メンテナンスに支払われました129万円、皆さんのお手元の資料を見ていただきたいと思います。

これは、契約には基づいてはおりますが、まさに栄協メンテナンスの129万3,000円は、まさに当初予算にない金額であります。当初予算に盛り込まれておりますのは、この清掃センターとリサイクル分、合わせました1,063万7,000円、これだけの予算しかないわけであります。そして、5月の26日に契約を交わし、この栄協分が出てきたわけでありますが、栄協との契約はされておりますので、問題はないと思いますが、まさに予算のない支出を清掃センターから処分を委託したものとみなして支出をしているわけであります。

したがって、4月は栄協メンテナンスは全然ゼロですが、5月から9月に129万3,000円を出している。平成20年度の粗大ごみの処理費は約630万でありますが、これが今年度の決算時期になりますと、恐らく1,400万を超えるだろうと私は推計をします。まさに、栄協に払うべきこの粗大ごみの処理量が倍以上になっているという状況になるわけであります。

そして、皆さん、なぜそういう事態になるか、ここに粗大ごみの単価表がありますが、今まで栄協さんに平成7年に業の許可を静岡県で下田市だけですが、許可を与えていますので、栄協メンテナンスさんは下田市と同じようなごみの受け付けや仕事ができると、こういう権限を持っているわけであります。1トン2万円の市民からの手数料をいただいて、あとは市に何も委託料も払えと言わずに処理をしてきたわけであります。それが今度は、この2万円は市にやると、5万7,700件、これを委託料として払ってくれと、その額は差額が下に書いてあるような数字になっているわけであります。

このような状況から推計をいたしますと、本来、平成7年から12年までは、この粗大ごみの破碎費は栄協さんは1トン当たり5万円欲しいと、運送費は5,000円だと、こう言っていました。それがこの表で見ると、平成13年から同じトン当たり5万5,000円ですが、処分費は3万円、運送費が2万5,000円と、こういう具合になり、今日この4月の会計は、こ

ここに記入したような形に、6万5,700円に引き上げられ、1万700円の増になっているわけ
あります。恐らく、処分費は5万円かかるというのが妥当だろうと。

ところが、市は3万円しか払わないと、あとの2万円以上は、この粗大ごみの有価物、金
属類を売ることによって事業が成り立っていると、こういう具合に理解をしていいのではな
いかと。恐らく、2万円以上、3万円近くがトン当たり栄協メンテナンスに納入されていた
と、こういうことが推定であります、言えるのではないかと思うわけであります。

このような不正常な関係は、直ちに是正をすべきであります。このような不正と思われる
ような事態が起こる原因は、必要な処理機器をそろえずに委託しているという現状にあると
思います。粗大ごみの破碎機はもちろん、缶プレス機やペットボトルの減容器など、設置、
更新をし、施設整備の計画をきっちりとされていくことが今求められていると思います。

清掃の職場へ行っておれば、こんな大変なところで職員が仕事をしているのかと、病気に
なってはしないかと、こういう心配をせざるを得ないような現場であると思うわけでありま
す。ぜひとも改善を望みたいと思います。

次に、第3の都市計画税の不当課税の是正についてお尋ねをいたします。

下田市の都市計画区域指定と、これに基づきます都市計画税の課税対象地域の沿革は、昭
和9年7月26日、旧下田市の全域、2.67キロ平方メートルが区域指定されたことに始まると
思います。昭和32年9月7日、本郷、中、立野、蓮台寺、河内、武山13.07キロ平方メー
トルが変更追加決定をされ、昭和46年10月1日には稲梓、大沢を除きます朝日、白浜、柿崎、
須崎、44.4キロ平方メートルになりますが、変更の追加決定を、区域決定がされたわけであ
ります。

そして、都市計画税の課税は昭和34年、税率100分の0.1、昭和35年には税率100分の0.2で
今日に至り、年税額2億円余りの税収となっているところであります。

下田市では、農振法によります農用地域を除く都市計画区域の全域に課税がされておしま
す。総務省は毎年、農業振興地域の農地や中心部から遠く離れた森林に課税することは適切
でない、という旨の通知をしてきております。都市計画税の課税の根拠は、地方税法
702条で、非線引き自治体、いわゆる市街化区域と市街化調整区域に分ける線引きが行われ
ていない自治体、下田市も同様であります、これにありましては都市計画の区域の全部ま
たは一部について条例で定めれば課税ができることとされております。

下田市賦課徴収条例第152条で、全地域に賦課するとしているから、法的には妥当だとい
うことにはなりますが、しかし地方税法の702条は、都市計画税が都市計画事業、つまり街

路や都市公園や土地区画整理事業あるいは下水道事業などにかかわる費用に充てるために課税できる目的税であることを定めております。したがって、都市計画税の課税は都市計画事業が行われている受益の及ぶ範囲とすべきものであります。受益なきところに課税をすべきではありません。

ところが、下田市ではかれこれ50年余り、受益どころか計画さえない朝日地区及び白浜地区に課税をし続けてきているわけであります。この2地区は課税地区から除外するか、少なくとも計画を早急に策定をすべきであります。例えば、通りについてもバイパス建設をしてほしいという要望がありますし、朝日あるいは白浜地区とも海水浴場を多く持ち、河川の水質浄化と住環境の保全が求められている地域であります。景観条例の制定などで、今まちづくりが進められようとしているときでありますので、ぜひとも都市計画税の不当課税の是正をしていただきたいと思います、市長の見解を求めたいと思います。

以上で主旨質問を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） それでは、先ほどのワイティーの関係の問題で、答弁も重複する部分がありますが、沢登議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず最初に、業の再開反対をずっと市長は貫くのかということ、あるいは県の条件付きの許可を受け入れるのかというようなことに対しては、市長は今後どのように取り組んでいくのかというのは、先ほど申し上げましたように、あくまで再開に対しては反対というつもりであります。

しかしながら、許認可を与えます知事がですね、わざわざそういうような形で、今の状況下の中で、県の立場というものを説明しながら提案をしていただいたことにつきましては、市長としては正式にしっかり知事のほうにおこたえをしなければならないという立場にもあろうかというふうに思います。

私自身は、やはり市長という立場であれば、この下田市に住むどんな地域の方々でも、公正、公平な人権というものを守る責任が私には課せられているというふうに認識をしております。ですから、そういう面で大変苦労している地域があれば、それを守らなければならない。今回の問題につきましても、最終的な結果というのが大事であろうというふうに私は認識をしているところであります。ただ反対だけをしておいて、内容的に心配な思いを持った許可が出されることをよしとするのか、あるいは地域からしっかり条件を上げて、それが許

可条件の中に入れてくれるのか、これがやはり大きな問題点であるということで、今そういう地域住民の方々、関係者からの話を聞いているところでございます。

2つ目の過去の産業廃棄物等が埋められているのではないかとにつきましては、議員のほうから解明されていないということは、先般、住民連合であなたは行かれましたよね、県のほうに。多分、そういう内容については県の見解を求められているのではなかろうかと思いますが、返事はきているんでしょうかね。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君）　そういうことですか。県のほうとすれば、これは私どもの聞いている範囲内では、いわゆるそれはもう既に終わっているというようなことをお聞きしました。

それから、埋めたところを見てたこともあるよとかですね、いろいろな問題につきましては、そういう場所もまだ特定できないという中で、簡単にボーリングもできないんじゃないかというようなことでお話を聞いているのが、最後の私の聞いた範囲でございます。

ですから、やるというような県が判断をすれば、業者の方の了解を得てやるというような方向も出されるのかなというふうには思っておりますが、現在のところでは正式にそういう形のものは、県のほうの考え方は細かく聞いている状態ではないというところでございます。

県が許可する理由について、市長はどういう見解なのか、あるいはそれを市民が納得できるものかというのは、今までの流れの中で述べている中でご判断をしていただきたいと思えます。最終的に、この地域にとって何が一番いいかという結果を出させるのが私の責任であるという思いでやっているということでございます。

それから、許可することの判断、県がそういう判断をしていることに対しまして、できる根拠がどこにあるのかというようなことでございますが、これにつきましてはよく我々おそれ条項ということをおそれがあるんだと、また悪いことをするんだというおそれがあるということは、再三もう県のほうに申し入れをしている中で、県はそのおそれがないという判断を今しているというところで、我々と向こうのほうと考え方が今違っているというところでございまして、この辺で根拠というのは多分今まで不許可にしてきたものというのは、16年、18年の裁判中ということと、19年でしたか、不服審査をやっているという状況の中で、業者がそういう争いを求めてきている中での判断ということだったと思います。そのあと、よく言われているのが業者のほうから上申書が県に上げられて、一切違反をしないという約束ごとが県のほうに届けられている、この辺が1つの県とすれば法的判断の中で許可を出さなきゃならないというもう期間になっているのかなという判断を私はしておるところでござ

います。

それから、ワイティーのほうの事業計画をどういうふうにするかということでございますが、事業計画わかっておりません。ですから、先ほど申し上げましたように、どういう計画をこの下田の地区でやられる計画なのかということをお聞きしない限り、前へ進まないのではないかというふうにお考えのところでございます。

先ほど、議員から246トンとかという数字が出ましたけれども、この辺の数字がどういう根拠なのか、ちょっと私にはわかりません。先ほど言ったように、ある程度聞いている情報ですと、計画の中では200トンぐらい、処理能力が300トンぐらいあるのかなという程度の情報しか私自身は聞いていないところでございますけれども、我々以上に情報を持っていらっしゃるようですから、まず246トンというのはどういう数字なのか、また後で教えていただきたいと思っております。

それから、県のほうにこの業者の申請の内容の審議を調査、指導されるよう要求すべきじゃないんですかということにつきましては、先ほどちょっと私のほうからも提案させていただきましたように、できれば県の主催等で業者の説明をお聞きすることができれば、またその中でわかってくるんじゃないのかなと、こんなふうにお思います。

前々から言われております林道の管理条例の制定につきましては、担当課のほうでも研究しているところでございますので、答弁をさせていただきたいと思っております。

2つ目の産業廃棄物行政の改善ということで、不燃粗大ごみの取り扱いについて、表までいただきまして、いろいろな矛盾点があるんじゃないかというご指摘をいただきました。これにつきましては、庁内の調査委員会等において過去にずっと協議、検討してきたものでございますので、これも担当のほうから詳しく答弁をするべきだというふうにお思っておりますので、お願いをしたいと思います。

最後の都市計画税の不当課税の是正ということでございます。

議員のほうからちょっと内容的なものに触れられて、この下田の都市計画税というものについての説明もありましたので、重複してもあれですからなんですが、昭和34年から実施されて35年、率が少し変わってきたという中で、今2億円ぐらい都市計画税が市の大きな財源になっているのは事実でございます。

そういう中で、不当課税の是正という問題であります。これは特定の地域を今言われましておっしゃいましたけれども、この都市計画税の問題につきましても市のほうとすれば、例えば国の取り扱い通知の山林の想定地域は市街地からも著しく離れたへんぴな地域であり、

下田市の場合、このような山林はもともと課税しておりませんということとか、農振地域内の農用地についても課税はしないと、こういう中でありまして、議員も過去多分この市の職員やられたときに税務課勤務であったんですか、そういう経験を持たれていれば、当時この課税がどういうふうに行われたと詳しく考えられている中での今回の問題点の提起でございますので、これも担当課のほうからちょっと答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） それでは、沢登議員さんのご質問でございますが、1つ目には粗大ごみ処理に係る今後の方針、どのようなものかということでございます。これにつきましては、5月に業者に通知をいたしまして、大きく分けて5点にわたって方針を示しているところでございます。

1点目につきましては、業者の受け付けする時間帯でございます。基本的に、清掃センターで受け付けている時間帯以外の土曜の午後とか日曜日とするということ。ただし、今まで終日受け付けていたわけでございますので、市民への周知徹底がされるまでの暫定という期間において、今言った期間以外の受け付けも徹底する期間としてしてくださいというふうにしております。

それから、センターの受け付け時間を当初2時でございましたけれども、これを4時にするという、これも広報、市民への周知ということも配慮した中で4時に現在しております。このことも通知いたしまして、それに伴う案内紙の周知を業者のほうに市民が持ち込んだ場合に、そういう案内をしてくださいと、こういうことも通知しております。

あと、業者に持ち込まれた粗大ごみの処理についての方法について、6点にわたって方針を通知しているところでございます。

1点目は、センターに1度持ってきて、搬入して計量をしてくださいと。そして、そのときには業者が受けた計量伝票を提出しなさいと。その伝票には、日付とか時間とかナンバーとか住所とか氏名、こういうものがわかる伝票で提出すると。そして、それを清掃センターでも保管し、確認をしていくということ。そして、その搬入したときには、持ち込み手数料として20円を市に納入しなさいということ。そして、計量後は下ろさないで、そのまま処理室へ運搬して処理をするということ。そしてまた、この単価については分別リサイクルの単価の処理費と同じ同額とすると、このような方針を示したところでございます。それに基づいて、契約行為をして、今進めているところでございます。

それから、栄協メンテナンスが365日、粗大ごみの受け付けしていると、市は8時45分から16時ということで、サービスの工夫ということでございますが、この延長につきましては市民の要望もございまして、延ばしているということもあります。また、その業者のほうの流れをこちらのほうの市民の流れにしていくと、こういう延長ということも考えたところでございます。

それから、業者の都合において、以前よりこの体制、365日、業者はとっているわけでございますけれども、これは追認したということでないかということ。要するに、それは市民が業者に粗大ごみ持ち込むことということで言われていると思うんですけれども、これにつきましては私たち4時に延長したということは、業者に持ち込む市民の方々が逆に延長することによってセンターのほうへ持ち込みされる方が増えるわけでございますので、業者への利益の保障というふうな措置では思っておらないところでございます。

それから、2番目に粗大ごみの契約は有価物を業者との交渉の中で委託料が低い設定のため、業者処分を条件とした見積もりとしているということ。そして、幾ら低い設定なのかと、決してそんなことはないということでございます。原価計算、そして委託単価決めているわけで、そういう中で3,125円という数字も出たところでございます。61万2,500円ということを言われたところでございますが、20年度までは先ほど議員さんお示しのおりの破砕処理が3万円ですね、トン、という表を示されたところでございます。

今回、これを改定したわけでございますが、その改定した中でこの有価物の取り扱いということが検討もされたところでございます。そのことにつきまして、監査のほうにも沢登議員さんのほうから職員措置請求という中で、監査の上でもそういう要求があった内容でございまして、監査のほうから市況価格が下落すれば、逆有償になることもあり、株式会社栄協メンテナンスが下田市の委託分に加え、他町の委託分及び収集によるもの等を一括して処理しているために、下田市が処理する委託にした粗大ごみから発生する有価物の量を確認することは難しいという、そういう中で契約書に有価物質の処分についての取り扱いの記載がないということは不備であるので、この部分については措置をするようにという勧告を受けたところでございます。この勧告を受け、またこちらといたしましては、このことについてどのように明示して記載していくのかということを担当課、または調査委員会等を交えて検討していきたいと、このように思っております。

また、監査委員のほうへ報告した後、この報告、ある業者、市内の聞き取りで概算の算定をしてみたところでございまして、再度、勧告を受けましたので、公共歩掛かり積算基準と

か、そういうものを参考に再度積算をしてみたところでございます。

そういう中で、10トントラックで東部地区と考えて、富士市ということの中でしますと、1万800円というトン当たりの算出が outcome して、鉄くずの市況価格、現在大体6,000円から7,000円というような状況にもなっております。これがまた市場の状況によって乱高下が激しいものでございまして、この辺から見ますと逆有償ということも判断されるのではなからうかというふうにも思っているところございまして、いずれにしましてもこの勧告の期限までには、いろいろ調査委員会とも協議して不備を是正していきたいと、このように思っております。

また、5月から9月までの栄協メンテナンスさんの委託料の話でございます。これにつきましては、5月26日の変更契約の内容、その内容そのものは市民が業者に持ち込みした粗大ごみを業者が市民にかわってセンターへ持ち込みしているものでございます。当初契約の市民が、要するに4月に契約している粗大ごみの契約でございます。これは市民がセンターへ持ち込みした粗大ごみと同じ扱いをしているというふうにとらえております。そして、さらに破碎の処理費も同額としているところでございます。

したがって、これに相当する60トンという数量でございますが、当初予算積算したものと同じ処理をしているというふうに解釈いたしまして、それに対して予算不足となるために9月の議会で補正計上を363万6,000円させていただいたところでございます。この件につきましては、委員長さんのほうから報告あったところでございますが、こちらの担当課の委員長さんに対する説明に誤解をです、こちらがそちらに招く要因となったことにつきまして、謝罪と訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

また、この件について監査の結果でございますが、監査委員のほうでは平成21年度予算を見直した結果、当初予算に比べ持ち込みが60トン増え、歳入においてごみ持ち込み手数料120万の増、歳出において処理料363万6,000円の不足が見込まれると判断し、予算の補正をしたもので、違法もしくは不当な財務会計上の行為はなかったと、このような監査をされているところでございます。

次に、不誠実な実態が起こる原因は必要な処理機がないからだという、粗大の破碎機とか缶プレスとか、ペットボトル減容整備してはどうかというご質問でございます。これにつきましては、粗大ごみの破碎機の設置ということ、これ今栄協メンテナンスに委託しているところですが、過去の経緯もございまして、設置は難しいかなというふうに思っております。また、缶プレス機につきましては、昭和53年に購入して31年経過した老朽化したものでござ

います。これにつきましては政策上の特に必要な事業として、担当課としては要望しているところでございます。また、ペットボトルの減容機につきましては、平成11年に購入しまして10年が経過しました。これも老朽化が進んでいるところもございまして、来年度予算には更新の予算要望をしているところでございます。

以上で私の答弁を終わります。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 林道管理条例の制定についてでございます。どのように検討されているかということですが、現在の下田市林道維持管理規則には、林道の使用許可の項目がありません。ですから、そういったものを今検討しているところでございます。

それと、4トン車以上の通行を禁止する、または産廃の規制ということでございます。これは、林道は一般交通の用に供されている林道でございます。そういった観点、また産業廃棄物処分場に通じる林道使用不許可処分が違法とされた事例というものもございまして。そういう観点から、規制というものは難しいと考えております。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 都市計画税についてですが、都市計画税は都市計画事業や土地の区画整理事業に係る費用に充てるために課税できる目的税ということになっております。この税は、都市計画区域に所在する土地、家屋の所有者に対し、固定資産税と合わせて課税されております。都市計画税が0.2%、資産税が1.4ということで、1.6%課税されております。

下田市は、質問の中にもありましたけれども、昭和34年度から課税され、当初の税率は0.1、翌年の昭和35年から0.2%に引き上げられ、現在に至っております。都市計画区域については、施行当初は旧町内、その後、稲生沢地区と柿崎の一部、また市制施行の同年、昭和46年10月から大沢地区、稲梓地区を除く市内全域44.44平方キロメートルが都市計画区域として追加変更されまして、現在の課税区域となっております。課税当初は、稲生沢地区の区画整理事業や公園整備、その後、街路整備事業や下水道整備、またごみ処理施設など、その時々によりましてこの税が都市計画事業に充てられてきたところでございます。

税務課としては、このような理由から、白浜や朝日地区の住民が都市計画税を払い続け、都市計画施設がなく、事業の計画すらないというだけで地域の考えはあるかもしれませんが、即、不当な課税とは考えておりません。

また、先ほど話がありました都市計画区域であっても、農業振興地域の農用地、これは圃場整備地区でございます。については都市計画の課税は非課税ということになっております。

沢登議員の言うところの受益なきところに課税をするな、また計画がないところには早急に策定すべきだというような意見だと思いますので、これについては建設課長のほうからのほうがよいかと思います。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 例えばの例を挙げていただきまして、お話がございました。田牛のバイパスという例もございました。田牛のバイパスといいますと、私どもの考えるのには都市軸における都市計画の施設としての道路という意味合いよりも、地域における生活道路という意味合いが強いと思います。そういうことであれば、それはまた通常の道路施策の中で整備を検討していくべきものなのかと考えます。

もう1点、私が考えるのには、お話がありました河川の汚れの防止とか、海の自然環境を守る意味での施策として下水道といいますか、そういったものが考えられるんじゃないかというのは、私もそのように考え方としては持ちます。

ただ、下田市の場合において、都市計画区域全域に公共下水道を設置するのかということを考えれば、地形上のこと、あるいは財政上のことを考えれば、余り適当な施策ではないんじゃないかと、別な方法が考えられるんじゃないかと、別の議員の方もおっしゃっていましたが、合併浄化槽であるとか、あるいは集落排水であるとか、そういった形のほうが私としては望ましい方向なのかなと。そういった部分につきましては、今後の下田市としての課題ですので、関係部署等といろいろな議論が必要なのかと考えます。

もう1点、都市施設とは別に、都市計画区域の目的といいますか、思いといいますか、ございまして、秩序ある土地利用といいますか、開発行為といいますか、そういった側面がございまして。都市計画区域と同時に、あわせて建築確認も必要ということで、建ぺい率であるとか容積率であるとか、いろいろなものがかわってきます。そのことによって、現在の都市施設がない地区においても、秩序ある生活環境が保たれているのではないかと、そういった側面もございまして、その辺もご理解を求めたいと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 市外廃棄物の処理に関する条例の制定というご質問にちょっと答弁していなかったものですが、これについては9月の議会で沢登議員さんのほうからのお話もあり、そのときに答弁したところは、県の所管だということ、そして県条例、規則の中で網羅しているという、そして県の権限に踏み込むのはどうかというような答弁を

させていただいたところでございます。

改めて、先ほど伊藤議員さんのほうからの答弁でさせていただきましたけれども、県の適正処理に関する条例ということ、先ほど内容をご説明申し上げました。沢登議員さんのほうで、16年9月に出されている案としての条例、これを見ますと目的として不法に焼却または埋め立てが行われることを防止しという、また自然環境の保全をとということでなっているところでございますが、こういう罰則規定とか、いろいろな県の立入検査とかという中で、一般的に全体的にはしている。そして、善良な産業事業者はその範囲で営業活動をしているわけでございます。

不正を防ぐという部分のことになるわけでございますが、今回、県の解釈としては許可の条件の中に協定を入れたいと。協定は、例えば前回の市と地元と業者という三者という構図になっているんですが、そこに許可の条件に協定を入れるということは、その協定に対して県が責任を持って、許可の権限の中でしていきますと、こういうような話もあるわけございまして、そういうことも踏まえた中で考えることができることではなからうかというふうにも思っております。

以上です。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

休憩いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時13分休憩

午後 1時15分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

1番。

1番（沢登英信君） ただいま市長から答弁をいただいたわけでありましたが、議会も反対し、住民の大多数がこのワイティーマジネスの再開には反対をしているわけでありまして、県知事が言うところの許可を条件つきで受け入れるということは市民の意向に反すると、こういうことになろうと思えます。

それで、市長からの答弁は、県知事のほうから連絡された県の条件つき許可を受け入れていいかどうか検討するんだと、こういう答弁としてとらえました。そうしますと、この12月

の早々に賀茂の健康福祉センターあるいは県の担当課長が市長及び副市長のところに見えられたということのようですが、どのような理由で見えられたのか、第1点お尋ねをしたいと思います。

そして、推定でございますが、この条件つき許可を受け入れるようにという要請があったんではないかと思うわけでありまして、この条件を受け入れると、検討していきますと、当然時間がかかるわけでありまして。その時間の間は、県は許可をしないのかどうなのか、こういう条件整備をして話し合いをしていますが、許可がされてしまうという結果になっては全く話し合いをしている意味がないわけでありまして。県知事とのホットラインを持っているようではありますが、ここら辺のお約束ごとはどういう具合になっているのかと、第1点お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 12月の2日に賀茂の健康福祉センター所長と担当課長と面談をいたしました。その中で、どのような話かということでございますが、県のほうはワイティーの關係の事業計画の説明の場を設けたいというようなお話をされました。その中で、市のほうの考え方を聞きたいということでございましたので、先ほど答弁申し上げましたように、近々連絡会議を開いて、市民の皆さん、それから議会の代表者という中でいろいろお話をさせていただきたいというところでございますが、その段階で県のほうはいつまで、例えば待てるのかというようなお話は、特に期日の設定はございません。やはり県も配慮しながら、この下田のほうに投げかけをしているわけでありまして、その辺の経過がどういようになっているのかというようなことと、市がそういう話し合いの結果を出してくれるのか、その辺の話を詰めさせていただいたというわけでありまして、大きな内容とすれば、まず業者の計画を聞いてみませんか、こういうような提案があったということでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 業者の計画をですね、やはり業者から聞くということよりも、既に業者は県に申請をしているわけでありまして。そして、その許可権は県が持っているわけですから、県にきっちりと聞くということは当然求められるべきであると思います。

私自身も、情報公開でこの申請書をとっているわけですが、当局自身がこのワイティーの第3回目の申請書そのものを欲しいということの手続きをとっていないこと自身、大変な怠慢だと、こういう具合に思うわけです。何でとらないのかと、きっちりとですね、今やることは業者と話し合いをする場所に出て行くことではないと、許可権を持っている県とこの申請書の内容について真偽をきっちり県から聞いて、おかしいところを先ほど述べましたよ

うに、そういうポイントを明らかに私しているわけですから、そういう点を10年前の状況をきっちり整理されているのかと、下田市内だけのごみの処分をすることでとどまるのかと、こういうことをきっちり県にただすということが今求められていると思いますが、この点についてはどうなのかお尋ねをしたいと思います。そういう意思があるのかどうなのか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） すみません、最後の質問がよくわからなかったんですが、もう一度お願いします。

1番（沢登英信君） 第3回目の申請書を県に出しているわけですので、その申請書を県からきっちりともらうということが、まず必要じゃないですか。そして、その申請書をみずからの目で分析をすると、そしてわからない点は県の職員にきっちり聞くと、こういうことがまず必要ではないですか。権限を持っているのは業者じゃないんですから、県知事なんですから、その申請書を受け付けた県知事から申請書をいただいて、県の担当者と問題がないかどうかを詰めていくと、どういう問題がその申請書の中に隠されているかということを見きわめる必要があるんじゃないですか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 先ほど、伊藤議員の質問の中でも私が答えさせていただきましたが、今の沢登議員の場合は一たん県のほうから申請書をもらって、それを県のほうと話をしろという、もうそういう問題じゃなくてですね、やっぱり一番早く、どういう計画をしているのかということ県の人間も入って聞けばいいじゃないですか、それは別に。

それを、だから今回の連絡会議の中で、県の中にも入っていただいて、業者のほうも入っていただいて、我々が入れば、そこで一番わかりやすく議論できるじゃないですか、そういう話をしているわけですよ。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 言っている意味がよく理解がされていないようですが、県は協定を結べば、条件つきでその協定に違反したらですね、公害防止協定を結んで、直ちに取消しをすると、こういう条件をつけると、こう言っているわけですが、その法的根拠はどこにあるのかと。廃掃法に従えば、当然違法をすれば、まず忠告をすると、勧告をすると、改善命令を出す、業務停止命令を出す、そして業の取り消しだと、こういう法的の手順があると思うわけです。その手順を飛び越して取り消しにできるなんていう状況は法体系の中にはないと私は思うわけですが、市長はどのように考えているのかと、どう納得したのか

と。全く県の説明はですね、私にとっては納得のいかない説明であります。法体系に矛盾する説明をしていると、こう言わざるを得ないと思います。いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） だから、廃掃法の法的基準だけでやられてきたのが過去の状態じゃなかったんですか。単なる今言ったような形のものだけで、取り締められという結果が前のような状態を生んだわけですから、今回の許可出すときには同じやり方じゃやっぱり心配だということが今回の大きな問題点じゃないですか。だから、許可を出すほうも慎重にやりたいということで投げかけてきているわけですから、僕はこういう手順を踏んでいくというのは間違いとは思っていません。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 手順が間違いかどうかを聞いているわけじゃないんです。法的な根拠はどこにあるのかと。廃掃法の法律に基づいて申請をし、その法律に基づいて許可する、許可しないということが問題にされているわけですから、法的にどうかということがわからないなら、きっちりそれは県にただしてください。どうでしょうか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今回の対応に対します根拠についてでございますけれども、これは県の許認可の件ですから、県の根拠ということで我々が承っておるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物の処分を業として行おうとするものは都道府県知事の許可が必要とされており、これは国の法定受託事務として事業者の申請が廃棄物処理法に定める要件を満たしていれば、許可をしなければならない性格のものであると、こういう見解が前々からも示されておりまして、最近の問い合わせにもそのような回答がきていると、これが根拠でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） その根拠は、平成18年の不許可にしたときも、県が19年度に不許可にしたときも、何ら変わらないわけです。それがこの20年度になったら、県が態度を変えてきたと、こういうことですから、住民は納得できないと、その姿勢にぜひとも市長及び副市長は立ってほしいと、こういう要望が出ているわけですから、真摯にその要望はぜひとも受けとめていただきたいと思うわけであります。

さて、そういう意味での法的根拠は、先ほども申しましたようにおそれ条項だと思うわけです。このおそれ条項は、上申書1枚出たからと、10年たったからと、こういうことではや

はり納得できないと。具体的に、公害が起きない保障がどこにあるのかと。

先ほど、市長は車がせいぜい10トン車で2台しか来ないと、こういう答弁をされましたが、本当にそうなのかどうなのか、きっちりそこら辺を県と詰めると、そして公害協定を結ばなくたって、そういう条件で下田市内の産廃と県内の産廃だけで他県から持ってこないという状況であるなら、何ら問題にすることはないと、それ以外のことの状況があったら、すぐ業の取り消しをしてもらえばいいわけです、法律に基づいて。こういうことが明らかになってこようかと思しますので、今地元の人たちがいろいろ疑問を持っている業者と話し合うのではなくて、許可権を持っている県知事、県当局者と話し合うことが今早急に求められているときだと、そのときを逸して下田の中でどんな協定を結んだらいいとか何とかというようなことに時間を割いていけば、県に働きかける力が二分されると、こういうことになるわけです。

議会も市民も、全くこの条件をつけて許可してくれなんて言っていないんですから、不許可にしてくれと言っているんですから、そして市長もその立場に立っていると言っているんですから、県知事から言われたから、そこはちょっと切ないよということであるようでありますので、その切ないところを県に訴えて、きっちり不許可にしろと、そういう正しい道に立っていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 何かどうどうめぐりになりそうなんですけれども、思いは一緒なんですよ。要するに、多分ここにいる人だってみんな、下田市民だって同じ思いで絶対許可は出してもらいたくないという思いは持っているわけでしょう。

だけれども、先ほどから言っているように、我々にはそれをどうすることもできない立場、ただ静岡県の県民の一人として、やっぱりこういうことを県知事認めてもらいたくないよということは前々から長い間の中でお願いをしてきた経過があるわけじゃないですか。

ただ今回、知事が替わって、知事のほうからそういう話がくれば、これは真摯に受けとめて、こういう県の今の立場ということがある、我々の立場もある、これを最終的に結果として下田市民が一番いい結果を求めなければならないという努力をしているわけじゃないですか。

だから、あなたみたいにただ反対、反対、県に任せろというようなことをやっていたら、問題点は解決しないですよ。じゃ、これ無条件で許可出されたらどうするんですか。そういうことまで、我々は考えなければならないという立場に置かれているから、今話し合いを持

っているわけじゃないですか。

だから、今回、業者のほうの話を、計画を聞くにしても、当然、県の人間に入っていて、そこで疑問点をぶつけて、県はそれに対してどう考えているんだとやったほうがよっぽど早いじゃないですか、それを言っているわけですよ。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 市長の一番根本のネックは、無条件で許可を出されたらどうするんだと、ここの物の考え方だと思います。伊藤議員も言っていましたが、過去この平成元年から11年の業の取り消しまで、この業者は違法を重ねてきました、違法操業を。それを承知で県は10年もかけて、ようやく業の取り消しをしているんです。指導に行っただけです、今日行くよということ連絡して指導に入る、こういう状態でしかないんです。本当に県の監視や指導がですね、この10年間の経過を見て信じられるのかと、出している1枚の紙だけで信じられるのかと、こういう根深い市民の疑問があるんです。

県が条件をつけないで出すなんてことができるわけないでしょう、だってそれは。裁判で、たとえ県が負けたってですね、許可権を持っているのは県ですから、出すときに条件を十分つけることができるわけです。

それをあたかも、今何らかの形で県知事が言うとおりに動かないと条件がつけられないかのような説明をすること自身が、法的におかしな説明をしているということになりませんか、どうでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 今の段階で話を聞いていけばですね、県だって無条件で出すとは思えませんよ。やっぱり今までの中で、県が訴えられた問題だとか、いろいろなものの経過があるわけですから、その中で県が恐れているものというのは必ずあるはずなんですよ。

ただ、それが県の考えることとですよ、現実には下田の市民じゃないわけじゃないですか、県の職員というのが。単なる業務の中の一環としてつくられた条件というものに対しては、やっぱり我々だって不安があるから、知事のほうも地元でこういう条件というのをしっかり議論したほうがいいんじゃないですかという提案を受けているわけですから、それはやったほうがいいんじゃないですか。

決して、県は無条件では今回は出さないとしますよ。だけれども、その話に入っていく前に、一度、業者がどういう計画で今回の再開のものを求めているのかということも県も入っていて、業者も入っていて、地元の人たちが入って計画を聞いて、そこで質

間なり何なりがあればぶつけて、別にそこでどうこう決めるわけじゃないですから、とりあえず業者がどういう計画をしているのかということを知ることが大事ではないかというふうには思っています。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 伊藤議員がぜひとも公開の説明会をしてほしいと、こういう提案をされました。これは妥当な私も提案だと思います。そういう意味で、市長が言われているんなら、市民がだれでも参加できる、問いただすことができる公開の場所をぜひとも設けていただきたいと、そういう意図で市長がご答弁をいただいているんなら大賛成ですので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、市長もご案内のように、市民の大多数が反対をしていると、こういう問題が県の県知事がかわったら、一方的に許可するんだと、こんなことが通ったら、それこそとんでもないことだと思うわけです。どういう県政だと、どういう市政だということに問われると思うわけです。市民の大多数が反対している問題は、そこで市民の合意が得るまでは発車できないと、こういう仕組みを行政の仕組みをですね、つくるのか。それとも、住民の反対があってもですね、業者の営業権が守られて、どんどんそういうものが許可されてしまっているのかと、こういうことが問われる大問題なんです、これは。下田市の問題でもありますし、この産廃を取り巻く全国的な問題にもなると、そういう内容を含んでいると思うわけです。

ですから、市長はぜひとも市民が反対なんですから、この市民の要望を受け入れて、反対の姿勢を貫いていただくことが新しい県政を切り開き、下田市政を前進させるということになると、こう私は確信するものですから、市長にお願いをしているといいますが、意見を申し述べさせていただいているわけです。ぜひともこの点をお酌み取りいただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 最初に主旨質問の中で、議員は知事が市長に対し条件つき許可をしたいという話があったということなんですが、知事がしたいと言ったわけじゃないんですよ。こういう方法論しか、今の事態を乗り切ることができないんじゃないですかと、こういう方法論もあります。いわゆるそういうお電話をいただいたのは事実であります。知事がもうそこで、こういう条件をつけて許可をするよという発言じゃないんですね、方法論として今のこういう中で、今までもるる説明してきましたけれども、おそれ条項も該当しないという県

の判断が出ている中で、いろいろ担当から説明を受けた中で、こういう方法論というのがあるんじゃないですかというような形で検討してくださいと、地元の意向も聞いてくださいと、こういうことでございますので、その辺をちょっと余り知事がですね、最初から許可を出す方向、条件をつけることで許可を出すという、もう決めた話ではない。そういう形しかないんじゃないかということで投げかけがあったということでございます。

ただ、また話は戻っちゃいますけれども、いわゆる反対というのは、もうみんな下田市民の総意だと思いますよ。ですが、これはやはり基本的にはそういう姿勢でありながら、結果としてどういう結果が一番よかったのかということを冷静に判断をしなければならない私には責任があるということで今の活動をしているわけでございますので、はなからもうそういうものに向かってやるんだということじゃなくて、そういう方法論があるという中で、それがいいのかどうか、それから条件がどんな条件がつけられて、それが許可条件の中に入れられるのか、こういうことだっただけから詰めていかなきゃならない問題だというふうに考えていますので、姿勢は崩さずにやっていきたい。

それから、議員が県と業者と下田の代表のほうの話し合いを密室でなく公開ということであればですね、これはこの後また連絡会議というのを開きますので、その中で皆さん方のご了解が得られれば、それはそれで方法論としては考えていきたいと思えます。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 県知事からの伝えの内容は、1つの方法論であったと、こういうことであればですね、市民の要望がぜひとも通るような不許可とする方法論を検討して頑張っていただきたいと、要望を述べたいと思えます。

次に、林道管理条例の制定であります、これは今検討をしているというところを通り過ぎてですね、どうも課長の答弁ですとできないと、ふさわしくないと、こういうような内容であったでしょうか。ぜひともこの点は、既に各市でこういう条例がつくられているわけです。しかも、国自身がこういう指導をしているという経過があるわけです。産廃の行き先がですね、林道の先が産廃の処分場にされているという、こういう中で規則だけではなく、条例にしてちゃんと規制ができるようにしなさいと、こういう姿勢を続けるのであれば、それは議員提案で条例を出さざるを得ないと私は思いますが、できればそんなことではなく、当局の責任においてこの全市民的な問題に市としてもどう取り組むのかと、この姿勢が求められているわけですから、ぜひとも真剣に取り組んでいただいて、当局提案の林道管理条例を提出していただきたいと、こう願いますが、いかがでしょうか。

課長からは答弁いただいていますので、市長、副市長のほうからご答弁いただきたいと思
います。

議長（増田 清君） 3分前です。

副市長。

副市長（渡辺 優君） この管理条例の件については、議員から9月におきましても、また
その前におきましても、制定すべきだというような、また本日におきましてもですね、内容
は若干の違いがあるにしても、伊藤議員からも提案等々、意見がありました。

我々も、前回の質問を受けまして、真剣に議論をしてきております。ただ、議員も十分承
知のことと思いますが、少し古くなりますけれども、平成12年ごろ、やはり大変な事態の中
で条例を制定しようということで、管理条例素案をつくって弁護士2人、それから静大の専
門の教授1人、3人の意見を聞き取り、参考にさせていただきたいということで、わざわざ
出かけて行って、その条例案を見せ、議論をしていただきました。

その中で、いずれも3人から、この条例は実効性がない、難しいという判断。それから、
もちろん今までの例からいって、公の施設として考えたほうがいいということで、それはも
う当然前提として考えてはいるんですが、条件付きの許可を出し、許可条件に違反したとき
に不許可とする方法もあるが、ただ特定の林道に絞っていいかとか、やはり実効性の問題、
これを強く指摘をされました。

また、もう1人の弁護士につきましては、そういう条例をつくって規制した場合、訴訟と
なった場合に勝算があるのかということも質問をしたわけですが、桧沢林道につい
ては特に市道的な道路として使用されている等を考慮すると難しいと。ただ、業者の悪質性
により判決が違おうだろうと、損害賠償を支払う覚悟があるのか、リスクは必ず伴うよと、そ
ういうふうな3人が3人ともですね、実効性の問題で大変厳しい意見をいただいているとい
う経過もございます。そうしたことから、これ以降、いろいろと状況の変化もありましたけ
れども、現在に至っているわけでございます。

課長が答弁したように、引き続き現時点においても大変難しい状況だなという思いはござ
います。大変申しわけありませんけれども、もう少し時間をいただいて検討をさせていただ
きたいと思えます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 副市長からご答弁いただいたわけですが、当時と状況は違いまして、
裁判例も幾つか出ていまして、各自治体が勝訴をしているという状態が次々出ているわけで

す。串本町も日向市も宗像市もですね、それぞれそういうものをつくって、管理条例をつくって規制をしているという事実があるわけですので、下田が初めてやれということではないと。

しかも、桧沢林道だけやれと言っている提案ではありません。今後の全体の15路線ある、そのうちの3路線がつながっていると、こういう状態の中でさらに広がらないようにつくりなさいと、こう言っているわけですから、真意をしっかりご理解いただいて、早急に提案を出していただきたいと。次の議会を出してこないということであれば、議員提案で出させてもらう決意であります。

なお、私の試案は当局のほうにも提出しておりますので、副市長さんのところにも届いているのではないかと思います。

次に、粗大ごみの栄協メンテナンスの問題であります。この有価物についてはきっちりと出入り、市の目の前からなくなればいい、ごみだという考えではなくてですね、有価物だと、リサイクル品だと、こういう法律体系や物の考え方がずっと定着してきているわけです。議長（増田 清君） 1分前です。

1番（沢登英信君） それで、破砕するための費用は払っているわけですから、そこから出てくる有価物はきっちり市の歳入にする。それらのものが逆有償になるのであれば、きっちり払うと、こういう姿勢が必要であって、あいまいな形にしておいて、この不正常な関係をいつまでも続けていくということが問題だと指摘しているわけですから、早急に解決していただきたいと、こう思うわけですが、いかがですか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 庁内の検討委員会、調査委員会につきましては、数年前から大変な不透明な状況を改善するというで組織をいたしまして、今まで本当に真剣に議論をしてまいりました。

ただ、その中で簡単に申しますと、簡単というのは言葉悪いんですけども、やはりこういう状態になったということは、貸し借りがあったんだろうなと。これは申しわけないけれども、我慢してほしいよというようなこと、それが後々大変大きな問題に発展していると、そういうことで透明性を何しろ確保しようと。払うべきものは払おうよと、そしてだめなものにはだめにしようよと、そういう姿勢で協議をしてまいりました。

あのときの調査委員会立ち上げのときには、7つ8つの大きな課題がありまして、そういう姿勢の中で議論をしてきて、相手側との交渉の中で大分整理をしてきたことは議員も認め

てくれるかと思えます。

そういうことで、今言われる有価物の関係についても、本当に何回となく議論をいたしました。結果として、これは今の姿勢からいけば、有償のものの時価時価の単価の違い、それから運搬費、こういうものでプラスマイナスは起きるかもしれませんが、やはり姿勢として透明性ということであれば、今、議員が提案があったような形の方向に持っていきたい、そのように思っております。

ただ、大変な手間隙がかかるということ、それから有価物が下田市だけのものではないというようなことで、その数量の確認等々もですね、これはまた調査委員会の中でどういう方法で確認ができるかということもしっかりと議論をしていきたいというふうに思っておりますが、一つ一つ今解決しておりますので、あとは大体この問題かなという認識はしております。そういうことで努力をいたします。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 努力をいたしますということですので、期待をして見守らせていただきたいと思えます。

それで、この破碎の施設については、東河のクリーンセンターに施設があります。1日3時間ぐらいしか動かないと、こういう状態であるようですので、ぜひともそういう意味では一部事務組合といいますか、広域の協力体制をつくっていただいて、下田のものを東河に持っていける、あるいは東河のほうの必要なものを下田が処分できると、こういう協力体制をする必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 時間です。

副市長。

副市長（渡辺 優君） 東河を初め、近隣の処分地については、それぞれのセンターの改修時等々におきまして、いろいろとごみの持ち込み等々で協力をいただいております。そういう話し合いの素地はできているわけでございますけれども、ただ粗大ごみについてはどういう状態になっているか、もちろんそういう施設があって処分をしているんですけども、これまでそちらの東河のほうで受け入れてもらえるかどうかは、今この段階では回答というか、答弁できないんでございますけれども、本来ならば議員言われるように、下田市が幾らかかっても、これはもう設置すれば一番いいことでございます。これはもう十分認識しております。

ただ、何回も申しておりますように、平成7年のときの民間活用の答申以降、そのような形で業者側に設置をお願いした経過もございまして、それらも今後そういう形にしたときに

問題になるのかなというふうな心配はしております。

そういうことで、申しわけありません、その部分についてはここで即答はできないということでご理解いただきたいと思います。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番。1、公費設置型合併浄化槽により市内経済・水環境の向上について。
2、平成22年度予算編成方針について。

以上2件について、11番 土屋誠司君。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） それでは、議長の通告どおり順次質問いたします。

1点目の質問につきましては、公費設置型合併浄化槽により市内経済・水環境の向上について伺うものです。

海、川を汚す大きな原因は、厨房の排水、洗濯の排水、ふろ排水などからの排水です。これらの排水を浄化するために、下田市では公共下水道、漁業集落排水施設設備が多額な事業費と年月をかけて行われていますが、下水道認可区域外の水処理は大変遅れております。それは、夏の海水浴場流入河川の汚濁から見て明らかであります。下水道認可区域内の下水道接続可能な4,863戸のうち、接続したのは2,745戸と56%しかありません。

浄化センターは、8系列の浄化設備の計画で、そのうち8分の4系列が完成していますが、汚水量は8分の2系列前後しかありません。年間の維持管理費は1億1,700万と、さらに供用開始後16年を経過したため、処理施設の更新工事などが5,600万円増えて、年間経費は1億7,300万円となりますが、使用料などは1億4,900万円で維持費を賄えなく、ランニングコストがかかる排水事業であります。

下水道の借金は、平成20年度末でも85億2,400万円あり、将来の下水道計画区域予定戸数を除いて下水道認可計画区域内で接続されています4,863戸で除すると、1戸当たり175万2,000円の借金となります。接続戸数の伸びが少ないことから、管渠築造工事を減速させ、接続数を増し、維持管理費を賄えることが先決であります。市内全域の水質向上がまちづくりの原点であり、特に海水浴場へ流入する河川沿いに合併浄化槽を重点的に整備し、夏期の海水浴場の価値を上げることが必要です。観光立市としてはこれは急務あります。

合併浄化槽設置には、補助金交付を受けての個人設置型、市町村設置型、PFI方式の市町村設置型があります。個人設置型の5人槽では88万円ほどかかりますが、補助金が41万円、国が11万、県が6万6,000円、市が15万6,000円、市と県の上乗せが8万2,000円ありますの

で、計47万円の実費負担ですので、設置が増えないのが現状と思います。そこで、設置者の負担が少額で済み、適正に浄化管理される市町村設置型PFI方式が最良と考えました。合併浄化槽整備事業の市町村に従来どおりの補助金や起債が充当できる枠組みができたのは平成6年で、現在43県の225市町村、県内では掛川市が実施しております。平成14年からは市町の負担の少ない民間手法でありますPFI事業制度により、設置者の負担は5人槽では8万円と月々の合併浄化槽使用料4,000円を自治体に支払う方式を現在10の市町が実施しております。その結果、PFI事業実施前より実施後は年間設置数が10倍にも伸びた例もあります。

このように、住民と自治体の負担が少なくなり、設置数増が見込まれ、水環境の向上が加速していきます。PFI事業にすると、従来どおりの補助金や起債が充当できること、市町村設置型に比べ、保健所への届け出、工事の設計施工、入札、浄化槽の維持管理などがなくなり、自治体の事務量は軽減されます。食べ残し、廃油、米のとぎ汁、洗剤などの垂れ流しを合併浄化槽で浄化しますと、単独浄化槽の8倍の浄化能力が見込めると同時に、新たな事業が創出されます。

ここで、PFI事業についての手順を説明しますと、まず1つ目として、下田市及び民間からの事業の発案をし合い、市が当該事業を採用して実施方針を定め、公表します。あわせて、市は民間事業者を公募の方法で募集します。

2として、民間事業者が応募し、採用されれば、当該民間事業者が事業を行います。

3として、浄化槽整備事業をPFI方式の事業で行うことは、浄化槽の設置、市への売却、市からの委託管理という形になります。

4つとして、事業への補助金は国から下田市に歳入されますが、この際、民間事業者が設置した浄化槽は当該設置年度ごとに市に買い取られます。

5として、市は買い取った後の浄化槽の使用料を使用者、すなわち住民から徴収します。市からの業務委託に基づいて、維持管理を行う民間事業者に必要な経費を払います。

6として、PFI事業期間は10年でありまして、この間、市と民間事業者間の当初の契約に基づく行為を行います。

このPFI事業の期待される効果としましては、1つとして、民間事業者の創意工夫により浄化槽整備がスピーディーに実施され、住民に対するサービスの向上となります。

2として、一定地域における長期事業となり、民間事業者にとっては安定的業務の確保、市にとっては一括契約によるコストの縮減効果があります。

3として、市にとっては民間事業者の専門的知識、経験を活用でき、事務処理を合理化できます。また、民間事業者にとっては、みずからの知識経験を市に提供できます。

4つとして、従来の市町村設置型特定地域生活排水処理事業における浄化槽の設置、維持管理は戸別発注であったのに対し、一括して行うことができます。

5として、本事業により面的整備が可能となり、適正な維持管理が確実に実施でき、水環境の保全が確保されます。また、地元企業及び地域経済の活性化が期待できるところであります。

公費設置型PFI手法合併浄化槽を設置し、新たな事業を創出して、市内経済の高揚と同時に水環境を向上させ、さらに水産資源を豊かにしていくことでもあります。1次産業の振興や新たな事業の創出をしていくことが商店の振興にもなるとしており、観光立市としての下田市の進むべき方向としての観点から質問いたします。

質問の1つ目として、合併浄化槽の早期普及には、住民負担の少ない公費設置型がよいが、下田市の少ない職員数と財政力では無理と判断いたしまして、市の負担が軽減されるPFI方式、すなわち公共施設の設計、建設、運営、維持管理に民間の資金とノウハウを利用し、効率的で質の高いサービスの提供を図ることがPFI方式であります。これにより、市内経済の活性化と合併浄化槽設置住民と下田市の負担を少なく、合併浄化槽の早期普及が見込めるPFI合併浄化槽設置事業をすべきであります。合併浄化槽の普及を促進させ、市内全域の水質向上を事業化するかについて市長の考えを伺います。

質問の2点目、近年の単独浄化槽から合併槽への設置替えは、年間約10棟前後であります。この件数では海水浴場への流入河川などの水質の向上が見込めるのはどのくらいの年数がかかるのか、どのくらいの設置が必要かについても伺います。

下水道全体計画区域外の単独浄化槽設置台数、合併浄化槽の設置台数はどのくらいあるかについても伺います。

質問の3として、費用対効果の低い下水道事業中心の政策ではなく、いかに下田市の水環境を早く向上させることであり、下水道全体計画区域内の蓮台寺、河内地区への下水道供用開始は少なくとも7年以内は考えられませんが、蓮台寺、河内地区の供用開始まで何年ぐらいを予定しているのか、また排水処理水量とか戸数の予測も伺います。

また、この地区へも合併浄化槽の設置補助をすべきと思いますが、市長の考えを伺うものです。

質問の4として、下田市の合併浄化槽設置補助は5人槽から10人槽までであります。民

宿や料理飲食業の多い下田市の水環境を改善するためには、10人槽以上の合併浄化槽設置を補助すべきでありますことから、11人槽以上の浄化槽にも補助するかについても市長に伺います。

合併浄化槽の設置に都市計画税を使い、負担の公平性を確保すべきであります。これについても市長の考えを伺います。

大項目の質問の2点目は、平成22年度予算編成方針について伺うものです。

平成22年度予算編成を各課長などへ、「新規事業、既存事業にかかわらず、すべての事業効果を再評価し、既存の経費の振りかえや節減合理化を推進することにより、今後の財政負担を招かないようにするように努めること」「既存事業の見直しに当たっては、単に経費の節減にとどまらず、事業の内容や効果を十分に検討し、既に所期の目的を達成したものの、情勢の変化などによりその効果を失ったものの思い切った廃止を検討し、合理化、効率化を積極的に推進すること」とありますが、担当部署がみずからの事業効果を再評価し、廃止や合理化、効率化をせよとなっておりますが、これは担当課としては必要だから事業を行っているため、みずからの見直しは無理であると思います。

まず、事業の効果や仕分けの評価、新規事業の選択などは市長みずからが行い、これに対し各課の意見を聞くのが筋と思います。市長は、議会からの指摘事項や各課からの意見を生かして、方向を示すのが市長の責務と理解していますが、職員に事業の見直しや新規事業の提案をさせることは、市長のまちづくりの方向性、ビジョンがなく、市長としての権限を放棄しているのではなかろうかとも思えます。

毎年度、似たような予算編成方針はめり張りのない、各予算の削減のみでは市内経済はますます疲弊していきます。スクラップ・アンド・ビルドを徹底とあることなどから、平成22年度予算編成方針の具体的な内容を伺うものです。

質問の1つとして、予算は政策的経費を最優先とありますが、どのような事業ですか。

2点目として、先例や慣行にとらわれず、新規事業、既存事業にかかわらず、すべての事業効果を再評価し、今後の財政負担を招かないようとありますが、事業の見直しはどのような事業を想定しているのかも伺います。

質問の3点目として、経常経費の節減や事業の圧縮、市税や使用料など税外収入の確保とはどのようなものかも伺います。

質問の4として、本市が発展していくための事業を推進には、財源の確保が何より重要、財源確保に努めるとありますが、歳出の削減ではない確保とは具体的にどのようにするのか

も伺います。

使用料、手数料の受益者負担の原則と住民負担公平性の確保、公共料金として公平かつ適正な費用負担の確保とはどのようなものを想定しているのかについても伺います。

次に、最後の質問として、視察、研修費など参加旅費は原則的に認めないとは具体的にどのようなものかを説明していただき、以上、主旨質問といたします。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 公費設置型の合併浄化槽によって、市内経済とか水環境の向上についてということで、誠司議員のほうから質問がございました。この中で、特に合併浄化槽の早期普及が見込める P F I 事業化というようなご提案であります。

これにつきまして、この P F I というのが大分前からいろいろなところで考えられている手法ということで、よく我々も浜北の市長さんから、今 P F I でいろいろまちづくりのことを考えているというような意見交換をしたようなことが当時あったわけではありますが、現実には今 P F I を活用しているというのが、それほど今多いわけじゃないんです。

というのは、例えば今、議員のほうから下田における P F I というようなことの提案でございしますが、実際、市のほうとすれば、この道路の問題とか合併浄化槽、あるいは下水道、水道、教育文化施設も含めた公共施設の全般にわたって、その手法というものを考えなければならぬということは、今の社会情勢の中では必要というふうに認識をしております。

しかしながら、この下田におきましては、この P F I 手法の考え方というのが民間にも行き渡っておらないのが現状でございまして、特に民間の業者の方からこういう手法でという提案も今のところない。あるいは、我々としても、そういうことを業者のほうに投げかけていっていないという状況下が今現在あります。

この合併浄化槽の普及につきましては、公共下水道の認可区域外ということで、非常に有効な手段であることは理解をしております。漁業集落排水、それから今後、合併浄化槽推進のためにも、検討はしなければならないという一面かと思いますが、今、議員は行政のほうの負担がこれで軽くなるんじゃないかという考え方につきましては、実際に民間がやって行政がそれを借りるとか利用するとかということでございますから、費用的には結局高くなってしまいうということもあるんです。そういうようなことから、なかなか立ち上げていけないということもあろうかと思えます。

この P F I のあれからいけば、利点とすれば浄化槽の維持管理というのが業者がちゃんと

やりますから、適正に行われるということと、個人負担が軽減されるという利点はあるのかと思います。

しかしながら、反対側の問題点とすれば、市の財政負担が大きくなるというデメリットが出てきます。自然災害等があったときの修繕費等の増加というのも見込まれてくる中でありまして、確かに県内では掛川さんがこれに取り組んでやられているというようなところでの情報を少し集めさせていただいているところでございますが、この問題につきましては私の考え方とすれば、やはり今の財政面でのバランスというのを考えながら、判断をしていく問題ではなかろうかなというふうにとりあえず思っております。

それから、水質向上が見込めるという中で、年間10槽ぐらいしか今合併浄化槽がやられていないんじゃないかということで、このぐらいの数字の推移だと今後どのぐらいの設置見込み、あるいは浄化されていくのかという問題、ちょっと難しい問題でございますが、担当のほうで少し考えがあれば述べさせていただきたいと思います。

それから、もう1点の蓮台寺、河内の供用開始まで何年ぐらいのことを予定しているのかというようなことと、それから処理数量、戸数の予測ということも質問にありましたので、これもちょっと担当のほうにお願いをしたいと思います。

最後のほうの質問の中に、11人槽の補助の関係のご質問が出ましたが、昭和63年告示の下田市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱というものの中では、国庫補助の交付の対象となるものであって、10人槽以下のものをいうというのが下田の基本的な姿勢でございます、とりあえず現状では11人槽以上の補助はしていないというのが現実であります。

それで、これを例えば補助をまたするという形になりますと、確かに11人槽をやっているような民宿とか料理飲食業みたいなどころには大変なメリットが出てくるかもしれませんが、とりあえずは今の方法とすれば市とすれば、それぞれの営業努力に求めていくというような姿勢をしばらくまた続けていきたいというふうに思います。

もう1点、合併浄化槽に都市計画税を使うべきでないかというような問題点でございますが、この都市計画税というのは目的税でありますので、合併浄化槽の設置整備事業というものには対象にならない、あくまで都市計画事業という中でのもにに使われる目的税であると、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

現実には、合併浄化槽のものにつきましては、国・県、それから市の補助を出しているわけですが、そのほかに下田市からすれば、この合併浄化槽につきましては一般会計のほうからの補助をつけています。ですから、そういう中でやりくりをしていくというのが今

の下田市の方法でございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

22年度の予算編成方針ということでご質問がございました。

まず、政策的な経費最優先というのは、これはもう市長の権限というかですね。ただ、いろいろ各課に指図する中では、義務的経費とかいろいろな経常経費というものがあるわけでありまして、そういうものはやはり通常どおりの市費を出しています。これは、副市長のほうから予算編成ということで、各課長、担当のほうに細かく指示を出しております。これに関連してのご質問だと思いますので、その辺はまた担当の副市長のほうからちょっと答弁させますが、政策経費最優先ということにつきましては、当然私のほうから予算編成の中で詰めていく中で、財源確保とともに、やはり市長としてこれは最優先でやりたいというものは最終的にヒアリングの中、あるいは副市長に命じて、このような予算を確保するというような形はやらさせていただいております。

そのために、今回の各派議員の要望事項も聞かせていただきまして、この中で手をつけられるものがあれば、緊急性があれば、それはやるうというような姿勢で臨んでいるわけですが、今までは緊急雇用とか緊急経済対策というものを下田市も一応積極的に取り組んできましたけれども、今年の夏の状況が大変悪い状況になっています。ということで、入湯税が今現在15.6%減というような状況下が見られますので、あるいは国の今の政策がなかなか見えない、あるいは高速道路の問題とかって、いろいろなこの観光地に対する影響が今出ているところございまして、この辺につきましては大変心配を今しているところでございます。

財政状況におきましては、市債残高の削減が着実に図られてきております。そういう面では、今までの歳出の中で上がる材料になっておりました公債費とか下水道の繰出金の負担というものが大きく改善されてきましたので、歳入の確保というものは予想以上に改善はされているんですが、今言ったような状況下の中では、市だけでは解決できない問題というのが影響が出てきておりまして、悪化してくるという見込みもされています。

という中で、私のほうから、こういう行政コストの削減とか、市内の活性化、市民生活の観点からの政策的なことをしっかり予算の中には入れていきたいということで、今現在では政策的経費というのは大体25ぐらいあるんですが、特に今余り大きなお金はかけられないんですが、とりあえず沢村邸の改修事業、それからひかり保育園の改修補助、それから庁舎の建設基金、住宅リフォームの振興、それから地域子育てセンターというものは22年度もまた問題点に入れているというような状況の中で、政策的な考え方を占めさせていただいている

ところでございます。

今言ったような予算編成につきましては、幾つか質問がありましたので、副市長のほうからいいですか、答弁させていただきます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 具体的に、今6点ほどの質問がありました中で、1点目は今、市長のほうから答弁をさせていただきました。

2点目以降でございますが、まず2点目におきまして、先例や慣行にとらわれず、新規事業や既存事業にかかわらず、すべての事業効果を再評価し、今後の財政負担を招かないようにとあるが、事業の見直しはどのような事業を想定しているのかということでございます。

先ほど、市長のほうからも、市長がどの立場で指示をしているかという報告、回答があったかと思えます。当然に、各事業主体というか、原課におきましては、議員は自分たちがやりたいということで予算要求をしているんだから、評価は難しいというような意見を出されておりますけれども、もうそういう時代ではなくて、自分たちの仕事であってもですね、常日ごろからもうその事業の評価をなさいよという指示をしております。

ですから、これは当然に原課が評価をして、しっかりとヒアリングの中で述べ、それを受けて市長みずからが事業評価をし、実施する、実施しないの判断をいたすものでございまして、これは原課の事業評価は当然のことだというふうに思っております。

そうした中で、議員言われたように、具体的な予算編成方針、事業の選択等ということで政策的経費を最優先、先例や慣行にとらわれず、また新規事業や既存事業にかかわらず、すべての事業の事業効果を再評価、今後の財政負担を招かないようにということで、質問がございました。どういう意味だということでございます。

少し予算編成方針ですから、長くなりまして恐縮ですけれども、平成22年度の予算要求に対しましては、各課の事業を見直す機会をとらえていただき、来年度予算に反映していく趣旨であります。そういうことで、間違いなく行政評価を検討させております。

質の高い行政サービスを継続していくための評価システムとして、自治法に基づく決算、この決算時に報告する主要な施策の成果を説明する書類、これを有効に活用していくことを中心にとらえております。この書類作成に当たっては、下田市の実態、これは監査委員や議会、市長が法に基づいてお互いの職責の範囲で行う評価システムと位置づけられているものとしております。そうした中で、こうした観点に立って、予算編成を行うものでありまして、今、議員が言われたように具体的にどの事業を見直していくかについては、今の時点

ではこれというものはございませんが、方針としてそのような方針を通知しているところがございます。

また、3点目の経常経費の節減や事業の圧縮、市税や使用料等、税外収入の確保などがどのような事業や収入かというご質問でございます。

1つ目には、一般財源の抑制については、経常経費の見直しを常に行うことによって節減につなげていくこと。また、前期踏襲による安易な予算要求を戒めていくことによって、効率的な事業執行を進めていく。市税については、税法に基づく課税と収納を適正に行っていくことが求められており、常に公平性の観点から一層の見直しを進めていくこと。また、使用料等につきましても、サービスの水準と受益者の負担の適正化に努めていくことによって、コスト軽減や利用者の増加を目指しながら財源の確保を努めていくこと。このようなことを予算編成方針の中でお願いをしたものでございまして、景気がデフレ傾向にある状況下である中、各課の事業を改めて見直していただき、効率的、効果的な予算執行につなげていくものでございます。

次の4点目の本市が発展していくための事業推進には、財源の確保が何より重要、財源の確保に努めることとあるが、歳出の削減ではない財源確保はという質問でございます。

当然に、これは改めて申すまでもなく、歳入歳出は表裏一体であります。ですから、一方的に歳入を増やして歳出を減らす、これだけで済むものではございませんで、バランスのとれた予算執行、事業執行が必要である、これはもう間違いない事実でありまして、南伊豆地区の1市3町合併が白紙となりまして、下田市は単独での行政運営を進めるために、現行の集中改革プランの実行を検証をいたしまして、推進体制の再構築を図る必要があるかと思っております。

集中改革プランの項目を絞り込みまして、今後のとるべき方針等の点検協議、経営戦略会議で進めているところございまして、具体的には、まず1つとして、公の施設の統廃合でございます。これは何度も議論をされておりますように、耐震化計画と施設の統廃合計画、また庁舎建設計画、小・中学校の統廃合計画、幼稚園、保育所の統廃合計画、学校調理場の再編計画、また公民館の統合計画等ございまして、もう一つは機構改革及び定員管理計画でございます。定員管理計画の検証と平成22年度以降の策定方針といたしまして定めているところでございます。また未収金の回収とか、税外収入としての未利用財産の売却、また1つには観光協会駐車場で利用されている市有地の活用など、新たな財源確保を見つけていかなければならないなというふうに思っております。

また、5点目の使用料、手数料等は受益者負担の原則と住民負担公平性確保ということで、公共料金として公平かつ適正な費用負担の確保とはどのようなものを予定しているかというご質問でございます。

応益応能の観点から、現行使用料、手数料の再確認と、今後新たに投与される使用料、手数料について全庁的に方針を示したものでございます。平成18年度に幼稚園の授業料、保育料、また平成19年にはごみ持ち込み手数料や有料化、20年度には下水道料金、21年度、本年度には上水道料金の改定を実施させていただきました。22年度の当初予算編成に合わせまして、集中改革プランの進捗管理においての公共料金とローリングも進めているところであります。

次に、最後の6点目、視察、研修などの参加旅費は原則認めないとは、具体的にどのようなものかということでございます。

これは、本年度に限ったことではございませんで、もう何年も前から大変厳しい財政状況の中で、単なる出席するだけの外郭団体や総会への参加、視察、こういうことを想定しておりまして、これらについては職員に予算要求の段階からしっかりとその周知をさせ、要求をさせているところでございまして、どんなものかと言われれば、今言ったところの総会、それから視察、全国大会、そういうものが該当するかと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 先ほど、PFIの答弁、市長のほうにさせていただきましたが、財政負担が大きくなるというところの部分でございますけれども、現在、下田市は個人設置型ということで、先ほど議員さんも金額を言われておりました。

もう一つ、PFIを実際に事業実施している岩手県の紫波町にちょっと確認いたしまして、5人槽を比較しますと、確かに業者がやりますとちょっと安い工事費でできるという、90万前後が80万前後というような中で、国が30分の10、市が30分の17、個人負担が30分の3というような割合でいきますと、この法人設置型と比べますと市の負担が現在5人槽だと19万7,000円でございますけれども、PFIにしますと40万3,000円というような負担、しかし自己負担が逆に48万6,000円ですけれども、12万4,000円ぐらいになるという、こういう設置者にとっては有利な規制というふうにとらえた中で、現在この個人設置型と比べますと市の財政が大きくなるのかなというような制度でございます。

それから、年間10基程度のことで水質向上は何年になるかというようなお尋ねでござい

すけれども、これを推測するのは大変難しい状況と判断しています。

ただ、県のほうの健康福祉センターのほうで、毎年、海水浴場の市内の水質の検査をしておりますが、平成20年度におきましてはAの海水浴場が3カ所、でも21年度になりますとAの海水浴場は1カ所でございます。あとは全部AAという、そういう海水浴場の水質ということになっておりまして、こういう状況も踏まえて今後も水質向上と水環境の維持には努めていきたいというふうに思っております。

また、設置基数のことでございます。下水道全体計画外の単独、合併の台数でございますが、ちなみに市内全体でいきますと単独が6,850、また合併が857、合わせて7,707で、下水道区域外ですと単独が3,913基、合併が488基、計4,401基と、これも賀茂健康福祉センターの資料の推計でございますが、この基数につきましても現在台帳の整備中ございまして、整合性の合った今後数字となるように努力していく所存でございます。

また、蓮台寺、河内地区のというお話でございますが、この地区につきましても既に下水道認可区域外という設定の中で、既に補助対象にしております、ちなみに21年度におきましては5人槽1基、7人槽1基の補助をして交付をしているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 蓮台寺、河内地区の予定処理水量ということでございますけれども、全体計画は予定数量が2,300トン、3,190人を見込んでおります。

それから、供用開始までの何年ぐらいの予定かというお話でございますけれども、現在は管渠の築造を最小限といたしまして、浄化センター等の既存施設の更新、改修を中心に事業を進めるという現在の方針は、しばらくの間堅持せざるを得ないというふうに考えております。

現在の認可期間は、平成20年から平成24年度でございます。したがって、蓮台寺、河内地区への事業展開は平成25年以降になるかと思っております。認可区域の拡大につきましては、慎重に対応していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。休憩してよろしいでございましょうか。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分休憩

午後 2時39分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、11番 土屋誠司君の一般質問を続けます。

11番。

11番（土屋誠司君） 再質問します。

先ほど、市長は掛川市がPFIと言っていました、これはPFIじゃなくて市町村設置型です。

それから、まずこのPFI事業について、費用がたくさんかかると先ほど課長の答弁ありましたけれども、これは下水道と同じように公が出せばいいんであって、公が出した場合に下水道債が充当できるわけですよ。下水道債充当できるということは、先ほども言いましたけれども、都市計画税が使えると思うんです。下水道をつくるのと合併浄化槽のどちらが有利になるほうをやっていいということに、何年か前からなりましたよね。ということは、だから下水道と同じようにできると思います。

ただ、市の負担は多少増えますけれども、個人の負担がなくなって水の浄化は大いに期待できるところであります。

それから、さっき課長が海水浴場がAとかダブルAとか言っていますけれども、あれは夏場じゃなくて5月のときなんです。ここは太平洋側ですから、たえず洗っているからきれいなのは当たり前。これよりよく現状を見ていないと思うんです。夏の海水浴場の流入河川はみんな泡が立って、におい立っていますよね。そういうところが幾ら観光とかっていいましても、そういうところを見られたら下田の環境よくないとなるから、だから前から言っているんです。

それから、いわゆる油分とか、米のとぎ汁とか、洗剤とかが海へ行って今いそ焼けしているのは、みんなそれが原因の一つですから、だからトータルでこういうことをやることによって、いろいろな事業が要らなくなるんで、まずこの辺についてもう一度答弁をください。PFIについて。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 今、誠司議員さんのご指摘、お伺いいたしましたので、PFIのご提案もあり、実際どうなのかということをご質問で私も調べたところもありまして、ご提案をこれからちょっと吟味したいというか、考えていきたいと、そういうふうに

思います。

議長（増田 清君） 環境対策課長にお願い申し上げます。

議員の名前を呼び捨てにしないでください。名字を言って、名前を言ってください。お願いします。

環境対策課長（藤井睦郎君） はい、わかりました。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） だから、自分が指摘してから、こういう事業があるということを知ったみたいですが、そうじゃなくて、いかにこの下田の水質環境をよくするか、費用の負担を少なくするかということをやむを得ず研究して進めてほしいと思います。

それから、この財源として都市計画税を市内全域に使えるように、今ほとんど下水道に2億が入っていると思うんですよ。ですから、白浜とか吉佐美の川沿いは汚いし、観光の資源の収入になるところね、そういうところですからぜひ、先ほど、使えないという答弁でしたけれども、自分は使えると思うんです。この辺について、もう一度ほしいのと。とりあえず。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 財政のほうから、ちょっと私参考にいただいているものがありまして、この都市計画決定の中の都市施設とか、地域区域という中の対象がありまして、用途区域とか防火、準防火の地域とか、あとは臨港地区とか、都市施設だと道路とか公園とか公共下水道、そしてごみ焼却、そしてその他の施設と、そして火葬場とか、そういうところが都市計画税の対象になっているというふうに聞いております。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 都市計画税、この目的税の関係ですが、ご承知のとおり都市計画税につきましても、地方税法の第702条で課税客体がはっきりと定められておりまして、さらに下田市の税の賦課徴収条例によりまして、それを具体的に実行しているところでございます。

議員ご質問の合併処理浄化槽、これを都市計画税に充当することはできないのかというようなご質問でございますけれども、ちょっとその辺は私の手持ちの資料では、ここまで表の中に入れておりませんので、勉強させていただきまして、また後日お答えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） ぜひその辺は調査してください。恐らく、下水道債が使えるようになったから、大丈夫だと思うんですよ。ですから、それをお願いします。

それから、この事業について、自分はこの前、10月に九州へ行ってきまして、河浦町ですけども、そこがやっていて、非常にこの事業をやったら年間10倍くらい伸びて進んでいるということを聞いたんで、これはいい事業だなと思ったんで提案しましたんですけども、ぜひ下田も個人負担がなくて水環境がよくなるし、下田に事業がありませんよね、だから公のお金を持ってきて、下田に浄化槽の業者というか、そういうのに仕事になると思うんですよ。何か仕事を起こさないと経済が循環していかないと思うんです。

下田の予算編成を見ますと、大体年度みんな予算をカットですよ、大体一律カット。でなくて、思い切ってやめるところはやめて、やるところはやるという、そういうことをやってほしいと思います。

それから、予算編成についてですけども、毎年これ見ているんですけども、市長は政策経費で25は云々と言っていますけれども、何か市長がどういうまちづくりでこれは必要だというか、そういうものが自分は見えてこないんですよ。何が必要かということと、いろいろなことが統廃合必要だとか言っていますけれども、それは人が減ったから統廃合というんじゃないで、人を増やすという政策がないと思うんです。その辺についてはどうでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 今までの流れの中で、財政状況というのはよくおわかりかと思います。もう何回も議会の中で、自分はやりたいことはいっぱいあるんだよと。だけれども、予算措置ができないという現状は説明していると思います。

ですから、毎年予算を組む中では、市民要望の多いものの中で、ある程度の要するに財源確保で、できるものについては市長の政策として取り入れている。これは議員さんの要望がいろいろ出てきていますし、また議会の中でも出てきています中で、やはりそれにこたえていこうという気持ちがあって、ある程度のものはつけれるけれども、大きな本当にまちを揺るがすような今財源というものがなかなかできないという状況ということをご理解をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 予算とか財政とか、それはわかりますけれども、そうじゃなくて自分が言っているのは、今年は予算つけられないかもしれないけれども、市長はこういうまちづくり、こういうものをやっていきたいというのは、それは出してほしいと思います。こう持

っていきたいというのはね。自分は、先ほども言いましたけれども、一番のところはやっぱり水環境をよくするということね。それには、だから合併浄化槽じゃなくて山の手入れから全部やれば、水産資源もよくなると、それはもうあちこちでやられているからわかっていますよ。そういうことをやっていくとか、大きい目標を立てて、今年にはできないかもしれないけれども、市長の大きい目標というのは出してほしいなど。

それから、予算編成の上において、いまだに幼保とか等の耐震の計画は、たしか18年にもう危ないということをやっている、いまだに計画すら出てこないんですよ。これは、多分市としては24年だかに予算化しなければならないとか、そういうことになっているんですけども、そうじゃなくて自分はもう2年ぐらい前からその計画を出してくれということを行っています。そういう担当部署がこうじゃなくて、市長としてこれだけ人口増の政策なかったら、減っている今の状態を10年先を見越して、自分は予算要望も見てもらったと思いますけれども、中学校は2つでいいとか、そこまで書いてありますよ。そういうことを市長が出してほしいと思うんです。それを担当課とか、全体を見てたたき台にするとか、それが無いとその場限りのことをやっていると思うんです。その辺についてはどうですか。

それから、この前、中学校の統合がだめになって、その前の条件として通学費用を出すということになったけれども、統合がなくなったらなくなるというようなことを言いましたけれども、これはぜひ遠距離の通学の人と近くの人との公平性からいっても、義務教育ですから、それだけはぜひ700万ぐらいですから、そういうのは出してほしいと思います。その辺はどうですか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 今、大変ありがたいご意見いただきまして、市長がやりたいということを出せば、ただ議員さんはすべて僕が出したことほとんど反対をされている議員さんですから、こういう場でそういう今意見が出てくるとは思わなかったんですが、やはり市長になるときから本当に自分はこういうまちづくりをしたいという思いの中で入った中でのあの財政状況、本当に沈没してしまうような状況だったということは、本当に正直言って一市民として入ってきた中でびっくりしていますよ。

でも、何とかこうやって議会の中でも見通しとか、あと何年でそういう投資経費ができるというようなことをご報告できるような状況になったというのが、やはり皆さん方の努力、それから職員の皆さん方の協力とか、市民の協力とか、いろいろなものがあつたわけですから、これからはある程度の大きな政策的なものもできるというふうに思っております

し、また今言った施設の問題につきましては、この後また議員さんが主旨質問の中に入ってありますので、その中でまたお答えをしたいというふうに思っています。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 市長の将来のまちづくりのビジョンをぜひ出してほしいというか、それは今じゃなくて、ふだんからそういうことを目標に、そうすれば市長何やりたいとか、いろいろな事業の先が見えるんですけれども、それがなくてただ自分としてはその年度年度の場当たりの予算をつけているように見えるんですよ。ですから、大きい流れでね、子供は今大体160人ですよ、生まれているのが。160人というと、自分たちが中学生のころは稲梓は150人いたんですね、学年で。だから、もうそのくらいあれから、これ人口増の政策なかったら、それを見越して耐震化もないようなところでいつまでも引っ張っているんじゃないかと、今ある施設をあちこち利用していくというか、昨日、雄二君から市庁舎の建て替がありましたけれども、自分は建て替は必要ないと思うんです。

例えばですよ、怒られるかもしれないけれども、中学校を2つにすれば、大きいところは下田中学校1つ、稲梓中学校は小さくても……

〔発言する者多し〕

11番（土屋誠司君） そういうことをやって、稲生沢中学校の校舎をそのまま市役所にするとか、交通の便利なところが地域の中心になったら、そのほうがいいと思うんですよ。そこまで考えた計画をぜひ建ててほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 施設の統廃合につきましては、先般の戦略会議の中でも公共の施設の問題については的確な指示を出してありますので、またこの議会の中でもある程度の答弁が出てくるのではないかと思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） ぜひ市長にビジョンのあるめり張りのきいた行政をやっていただくことを要望して終わります。

議長（増田 清君） これをもって、11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

次は、質問順位8番。1、財政見直しについて。2、施設の統廃合と幼保一元化について。3、第4次下田市総合計画について、

以上3件について、7番 田坂富代君。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 自公クラブの田坂富代でございます。議長の通告に従いまして、順次質問をいたします。よろしくお願いいたします。

1点目の質問でございますが、財政見通しについてお伺いしてまいります。

9月議会におきまして、税収の落ち込みが大変大きい、人口減少に伴う交付税の減少、集中改革プランの人件費カットが22年で終わるなど、これでも大丈夫なのかという質問をしたと思いますが、そのときご答弁いただきましたのは、平成25年までは赤字経営に近い現行の歳出予算水準は保たれる、平成26年から黒字経営、平成22年から31年までの財政計画をしっかりとつくるということでした。

しかし、政権交代があったこと、より景気が落ち込んできたことなど、行政を取り巻く環境が大きく変わってまいりましたので、9月にいただいた答弁をもとに、改めてお伺いするものでございます。

まず、1点目の質問でございますが、現行は投資的経費も義務的経費も精いっぱい抑制して、基金のやりくりで財政運営をしている状態だと思います。本来やらなければならない耐震化も行えない状況です。投資的経費や必要経費をきちんと計上した本来の姿に戻しても、平成26年から本当に基金を積み立てていくことができるのか。また、国の事業仕分けの影響により、今まで補助事業として行ってきたものさえも、単独事業としてやらざるを得ないのではないかと考えられますが、それでも基金の積み立てができるのかお伺いするものでございます。

2点目の質問は、財政計画についてでございますが、この財政計画の中に黒字の判断が反映されていると思いますので、お示しいただきたいと思います。

まず、地方交付税の減額でございますが、国勢調査後は7,300万円減の予測を出しておられました。地方交付税は、今後も減少の一途が予想されるわけでございますが、その見通しをお伺いするものです。

次に、平成22年から33年までの財政計画をつくるという9月議会でのご答弁でございましたので、人件費の見込みは平成22年水準でいくのかどうかお伺いいたします。

3点目の質問でございますが、耐震化に向けて平成22年、23年が3億円、平成24年が4億円の起債を確保と言われましたが、実質公債費比率の改善は起債枠が保証されるだけであり、事業実施に伴う一般財源の確保はできるのか、その見通しをお伺いいたします。

また、財政規模が縮小という予測をしていく中で、起債への対応も難しくなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2 件目の質問は、施設の統廃合と幼保一元化についてでございます。

今後の行財政運営の中で、施設の統廃合、耐震化に伴う幼保一元化は一刻も早く実現しなくてはならない喫緊の課題であります。9月議会において、中学校の統合に関しては、地域、保護者の理解が、同意が十分得られないので当面見送り、差し控える。耐震化、地域振興、まちづくり、子供の安全・安心、関係各課、機関と連携し、理解を求めるという発言がございましたので、このあたりを踏まえお伺いをさせていただきたいと思っております。

それでは、1点目の質問でございますが、しばらく差し控えるということですが、耐震化も含め統合・再編は急がれております。今後、関係各課、機関と検討していくということですが、どのような検討方法なのか、方針決定はどこがするのか、また具体的なスケジュールはどうなっているのかをお伺いするものでございます。

細かくお伺いしますと、まず再編整備に対する市の体制はどうなっているのか、その進捗状況をお示しいたきたい。

保育所と幼稚園のあり方、地域分散型なのか集約型なのか、認定こども園は検討の視野に入っているのか、いつまでに計画をまとめ、何年度をめどに事業化を図るのか、住民や保護者の理解を得るための具体的な時期と手法、幼稚園保育所再編整備検討委員会の議論はどのような方向で進んでいるのか、学校再編審議会と今後のかかわりはどうなのかについてご答弁いただきたいと思っております。

2点目の質問でございます。こちら、長年の懸案事項であります給食センターの再編整備についてお伺いいたします。

ここに「下田市学校給食センター統合新築計画(案)」という資料がございます。これは平成21年9月につくられたものですが、この一番最初に新学校給食センター整備の趣旨が書かれているわけですが、昭和50年から60年ごろに整備され、設置から30年以上も経過し、劣化が著しく運営に不安、施設で提供するサービスの質が必要とする水準を確保することが困難である。「学校給食衛生管理基準」に合ったものに対応していくには改修では無理。再編し、新たな施設整備が必要である。おおむねこのような内容です。施設の現状は、床面、壁面の破損だけではなく、躯体の腐食も見られ、安全性の確保が困難な状況になっていることは、他の議員の皆さんが再三ご指摘されておりでございます。

さて、安全・安心という観点から見ますと、小・中学校の耐震化は、残念ながら静岡県、岡県の基準には満たないが、国の基準は満たしている。幼保は、ほとんどの施設が基準を満たしていない状況ですから、早急に対応しなくてはならないのは幼保と給食センター、そし

て庁舎、この3つなのではないでしょうか。このあたりの現状を踏まえ伺うわけですが、まず給食センターの施設整備の基本計画、進捗状況をお示しいただきたいと思います。

次に、3件目の質問でございます。第4次下田市総合計画についてお伺いいたします。

行政運営の総合的な指針となるこの計画については、6月にもお伺いしたわけですが、まず1点目といたしまして、1件目の質問で触れましたように財政状況はどんどん厳しくなっています。その中で、何を優先し、総合計画の核となる事業にしていくのか、実施計画はどうなっているのかをお伺いいたします。

2点目といたしまして、総合計画の策定に当たり、きちんと事務事業を評価していかないと、事業の優先順位をつけることも難しいのではないかとお考えですが、事務事業評価を取り入れていく考えがあるかお伺いいたします。

以上で主旨質問を終わります。前向きなご答弁を期待いたします。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） まず、9月議会での、この財政のことにつきましても答弁をさせていただきました。その後、政権交代等がありまして、大変議員がご心配しているような状況も若干出てきていることは事実であります。

その中で、まずちょっと私のほうから22年度の予算編成に絡んで、少し財政の状況をお話ししたいと思いますが、現在、財政状況におきましては市債残高の削減というのは着実に図られてきております。歳出構造の悪材料となっておりました公債費、それから下水道繰出金の負担が大きく改善をされてくるというふうに見込んでおりますが、先ほど言ったような状況の中で、夏の状況も大変悪かったということで、今後少し心配な問題があるというふうにご検討しているところであります。

その中で、平成22年度の予算編成というのは、国の政策が大幅に転換する可能性がまだあるというような不透明な中での作業を今やっておるわけですが、事業の重点化を進めるように指示しているところであります。

そういう中で、議員のご指摘のとおり、現状は職員の給与カット、それから住民サービス予算の我慢という大変厳しい中で、かなり短期的な財源調整で対応しているために、今決して健全な水準には至っていないということははっきり言えると思います。

しかしながら、前回の議会でも答弁しましたように、平成15年の状況からすると、かなりいい方向へ今向かっているということは胸を張って報告できるのではなからうかというふう

に考えております。

そういう中で、本当に今後、基金が積み立てできるのかというご質問でございます。この問題につきましては、まずは新庁舎の問題や本年度の1億円の基金の積み立てから始まっております。やはりこの庁舎というものは、絶対もう必要であるという認識を、私を初め今、課長職もみんな同じような思いを持って、とにかく取り組んでいこうということでスタートをさせていただいたわけでありまして。

この市の単独での庁舎の建設ということになりましたので、大きな財源を確保しなければならないということでもありますので、この庁舎の建設基金への積み立て、それから既存公共建物の利活用というものをあわせて検討していかなければならない。今日の議員のご質問の中にちょうど出ているようなことをしっかりやらなければならないという状況であります。

この庁舎のまず建設を現実のものにするために、事業費はまだ未定であります。昨日もある議員から8億円ぐらいという1つのご提案があったわけなんです。これからそういう建設費用がどのくらいかかるのかということもしっかり精査をしながら、これは必ず毎年1億円程度の積み立ては最優先して進めていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点の財政調整基金のほうも、やはり市の標準財政規模の5%程度は確保しておかなければならないということで、約3億円ぐらいは常に堅持していきたいなという思いでございます。

それから、財政計画の中に黒字の判断が示されているけれども、早急に示してほしいよという問題と、交付税の関係のご質問がございましたが、平成22年度からですね、来年度から24年までの3年間の歳入歳出見通しの集計をした結果は、22年度は何とか収支バランスがとれているという判断をしておりますが、23年度が約1億7,000万の赤字、それから24年度が2億2,000万の赤字というのが試算をされております。

現在、経営戦略会議の中で進めております公の施設の統廃合、これもこういう問題に絡んでしっかりやっていかなければならないということで、耐震化計画と施設の統廃合、それから庁舎の建設計画、小・中学校の統廃合の計画、幼稚園・保育所の統廃合計画、学校の調理場の再編計画、公民館の統廃合、この辺はしっかり進めていくという位置づけにあらうかと思っております。

それから、機構改革及び定員管理というような問題で、定員管理計画ですね、今までの中の検証と平成22年度以降の策定、これもやっていかなければならないということで、実際にはこういう計画を考えておるんですが、行革効果と今言ったように実施期間がなかなかこう

前へ進んでいかないということで、今現在、財政の見通しがなかなか数字として提示が今はできないというような中で、大変申しわけなく思っているところであります。この政策がしっかり方向が決まってやっていけば、何年度にこうだということも、また出されるのかなと思っています。

交付税が今後も減額の一途が想定されるけれども、その見通しはということで、とりあえず23年度の7,300万円の減ということにつきましての数字を示させていただいておりますが、24年度は数値急減の補正の減によりまして約9,000万、それから25年度は1億1,000万の減の影響が出てくるのではないかなという今推計をしているところでございます。

新政権のほうで、総務省の地方交付税の要求には1兆円の増加ということも盛り込まれていますが、事項要求という域でありますので、まだ22年度の財源として確保されているわけではないということも報告できると思います。

それから、22年度から33年度までの財政計画をしっかりと作る中で、議員のほうから人件費の見込みというのが大変心配であるというご質問が出ました。これにつきましては、その後も人件費の見込みというのが平成22年度を基準で考えていくのかということでございますが、これにつきましては一応平成22年度までは職員人件費を削減したいという私のほうの思いがあります。ちょうど5年目になるわけでありましたが、ここまでは何とかこれからも職員の皆さんと話し合いを持ちながら決めていく方向であります。22年度は避けられないという状況であります。その後につきましてはやはりこのカットがもしかしたらなくなるということであると、当然定昇の部分というのが出てくるわけでありまして、若干人件費というのは上がってくるのかなということも想定しなければならないのかなというふうに思っております。

耐震化に向けて、平成22年、23年が約3億円、それから平成24年以降が4億円の起債ができるであろうということではあります。それに対する裏づけですね、財政規模が大丈夫なのかよというようなことではあります。とりあえずは全会計の地方債残高が22年度末には194億というのは、もうお知らせしてある。この計画は今順調にしておりますので、新たに新庁舎の建設とか、耐震化の整備のための普通建設の事業費の財源を確保しなければならないというもう時期にきております。

23年度までは、公的資金の例の補償金の免除の繰上償還、28億6,000万の起債残高の制約がありますので、これは手をつけられない状況で、一般会計地方債残高を増やさない範囲の普通建設事業ということではあります。平成22年から23年度にかけては起債が2億3,000

万ぐらいかたと、それから24年から平成31年までは約4億3,000万ぐらいの起債が起こされるんじゃないかというふうな予測をしております。

そうしますと、24年度以降は年間4億3,000万ぐらいの起債が確保できるということで、今懸案になっているいろいろな事業が何とか解決ができる準備は今のところ財政面からすれば整っておるというふうに思います。あとは、さらなる歳入確保ということを検討していかなければならない、努力はこれからもずっと続くと思います。

それから、先ほど来出ています統廃合によつての行財政計画、このことによりまして普通建設事業の一般財源というものを少しでも増やしていかなければならないという計画が出てくると思います。

そうなりますと、今後は地方債の発行ができる事業の中でも、やっぱりその後に出てくる維持管理とか、ランニングコストなどをしっかり考えて、費用対効果が大きく出てくる事業を優先してやっていくことによりまして、後年度、これからの財源を確保できることにつながってくるということですから、そういうものをしっかり基本に考えての計画づくりをこれからはやっていく必要があるというふうに思っております。

この問題点につきましては、これから答弁をさせていただく施設の統廃合と幼保の一元化というのが、やっぱりある程度優先順位入ってくる、それから調理場の再編成ですね、これも当然やってくるということで、先般の戦略会議の中では担当のほうに、しっかりこれをもつ本気になって詰めるというようなことの指示をさせていただきましたことをご報告申し上げます。

あと、施設の統合の問題とあれば、今の担当のほうで答弁できると思いますので、給食センターの進捗状況も踏まえながら説明をさせていただきます。

それから、第4次の総合計画につきましては、策定スケジュール等の問題、それから財政が厳しい中での実施計画どうなっているのかということにつきましては、担当のほうからも詳しく説明させていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） ご質問をいただきました大きな2件目の教育委員会の関係につきまして、答えをさせていただきたいと思っております。

9月議会の中学校統合に関する答弁の中に、「当面見送る」あるいは「差し控える」と、こういう言葉がございまして、幼稚園・保育所の再編にも当てはまるのではないかと、このようなご心配があつてのご質問かと思っておりますけれども、幼稚園・保育所の再編につきまして

は、耐震が大変心配される中で、明日くるかもしれないと言われております東海地震を考えますと、子供の命にかかわる大変大きな問題ですので、急ぎ耐震化を盛り込む再編に向けた計画をつくって、実現に向けて取り組まなければならないと、このように強く思っているところでございます。

市長からも触れていただきましたけれども、この課題につきましては市としても早急に取り組むべき問題としての共通認識を持って、計画策定に向けまして鋭意努力をしていると、このようにご理解をいただければありがたいと思います。

具体的なお質問を6点ほどいただきましたので、進捗状況を含めまして、これにつきましては学校教育課長から答弁をさせていただきたいと思っております。

また、学校給食センターの建設につきましても、議員からご指摘がありましたとおり、現在の施設は本当に老朽化していると、こういう認識をしております。この老朽化に伴いまして、耐震の心配あるいは衛生的な調理環境の確保など、さまざまな問題、課題が生じてきております。

私たちは、食の安全・安心の観点からも、できるだけ早く改善をしなければならないと、このように理解をしております。この件につきましても、現在、実現に向けまして構想を練っていると、こういうところでございますので、あわせまして学校教育課長から答弁をさせていただきたいと、このように思います。よろしくお願ひいたします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは幼保の関係、そして給食センターについて答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、保育所と幼稚園のあり方、また幼保の再編整備検討委員会の議論の方向、どのような方向で進んでいるのか。そして、いつまでに計画をまとめ、何年度をめどに事業化を図るのか。そして、住民や保護者の方々に、どのように理解を得るための説明会等をどのような手法でやるのか等々でございます。そして、最後に学校再編整備審議会の今後のかかわり方、それらについてまずお答えさせていただきたいと思っております。

ご指摘のように、少子化の進行というような中で、今我々幼稚園が4園、そして保育所6園を抱えております。しかし、その定員への充足率というものは決して高いものではございません。そういう中から、限られた財源の中で最大の効率的な運営というようなことが求められていることはもちろんでございます。そういうことから、庁内に幼保再編の検討委員会を設置して、現在検討しているところでございます。

検討内容としたしましては、幼保の園児数の動向、将来推計、そして現状の施設等の課題、そういうものを勘案の上、基本的方向性を検討いたしましたところ、施設を集約する方向がいいだろうというようなことになっております。

それでは、どのような施設を集約を図るか、こういうことについて議員もおっしゃっていただけますように、地区分散型にするのか、あるいは集約型にするのかというような検討をさせていただいております。地区分散型ということになりますと、やはり複数の施設を建てなければならないというような問題がございます。

一方、1施設ということになりますと、ある程度規模の大きなものというようなことになってきます。そういうことで、検討してきておりました、やはり実現度を考えたときには集約型のほうがいいだろうというような見解となっております。

そういう中から、市全体の幼保を見回しまして、子供の数というものは決まっているわけですので、やはり民間保育所の存続を確保をしながら、ゼロ歳児から5歳児までの子供を預かるために、これまではいろいろな再編のことが検討されてきたわけなんです、幼保それぞれの再編とか、幼保園とか、そういうことではなくて、やはり認定こども園という制度がもうできているわけですので、認定こども園として集約していくことが現実的であり、一度に全部を認定こども園ということではなくて、一部幼稚園、保育園を残すような形になるかと思いますが、その経過を見ながら将来的には集約をしていくというような検討案をまとめようというふうに進んでおります。

そのスケジュールとしたしましては、来年の1月には検討委員会の案というものを作成いたしましたして、それを政策会議等に諮りまして、市の方向としてまとめたいというふうに思っております。それをまた皆様方にお示ししながら、保護者の方、また地域の方々にご説明をできればというふうに考えております。

また、この地域、保護者への説明ということにつきましては、非常に影響が大きいというようなことで、やはり慎重に進めなければならないというふうに考えております。基本的な進め方としたしましては、保護者の皆様に説明しながら課題点、あるいは要望点、そういうものがあるかと思っておりますので、そういうものを伺いながら再編計画を練り上げるというようなことで考えております。

また、実際にご説明に行く場合には、当然いろいろな課題がございますので、その課題に対する解決策、そういうものもですね、市財政的なものも含めまして検討して、説明会に行かなければならないというふうに、これまでの経験から感じております。そういうことか

ら、その課題解決の案等が検討できました後、新年度になりまして早々に保護者に提案をさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、この幼保の再編ですとか、子供の安全を確保するための耐震化というものは本当に喫緊の課題というふうに、私もここで何回も申し上げさせていただいております。先ほど、市長、副市長からも今後のとるべき方針というような中で、この幼保、また施設の耐震というものについては、具体的に取り組むものであるというお言葉もいただいておりますので、それを十分に認識いたしまして、我々も早期計画の実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

再編整備の関係なんですけど、これにつきましては学校再編整備審議会というようなことで、幼・小・中の再編にとどまっております。というようなことで、保育所の審議事項が入っておりませんもので、やはりこの統合・再編については、市民の皆様のご意見を取り入れるというような意味合いからも、この再編整備審議会の名称、また規則を改正いたしまして、この再編整備審議会というものを新しい審議会に諮ることを検討しております。そういうことから、後日また改正等についてお願いすることになるというふうに考えております。

では、次に、学校給食センターの建設についてでございます。

議員から今ご指摘いただきましたとおり、現在、稲生沢の共同調理場、浜崎の共同調理場、共同調理場が2カ所、そして下田小学校と朝日小学校に単独調理場ということで4カ所で稼働いたしております。幼稚園4園、小学校7校、中学校4校に給食を提供しております。そして、共同調理場2カ所と朝日小学校につきましては、本当に昭和50年前後というようなことで、かなり年代も過ぎております。下田小学校については建設が昭和60年というようなことで、まだ新しいというよりも、20数年たっているわけですが、中でも新しいというようなことでございまして、耐用年数的にも共同調理場と朝日小はもう耐用年数を過ぎております。下田小学校は、まだあと10年ほどあるというふうなことでございます。

これら調理場につきましては、下田市の人口のピーク時に建設されたというようなことで、その当時最大と申しまししょうか、給食提供数は約5,000近くございました。それが現在では2,200までの提供数に減っていると、そういうようなことから再編も必要でございますし、また施設の老朽化、また建設当時の状況と現在の求められている食の安全の面ですね、衛生の面、そういうものも違ってあります。そういうことから、やはり早急に建て替えをしなければいけないというふうに考えております。

そういうことで、先ほど議員からこういう計画があるんだということがご披露いただいた

わけなんです、私どもといたしまして、教育委員会事務局といたしましては、これまでで基本構想、基本計画まである程度の具体的なものはまとめ上げたつもりであります。ですので、今後の市の耐震化計画あるいは財政計画にのっとりまして、これをまとめ上げていきまして、あとは建設地、それをいかに絞り込むかということに尽きるかと思っております。

候補地といたしましては、土地を購入する必要がない市有地で、なおかつ下水道に接続できる場所で、なおかつ幹線道路、集配の関係で幹線道路に近いというようなことでございます。あと、施設的な広さについては、敷地的には2,000から1,900平米程度で、施設といたしましては1,000平米から900平米というようなことでございますので、市内にどのような候補地があるのかなというようなことを絞り込んでいきたいというふうに思っております。そういうことから、候補地が決まれば、あとはこの計画案をまとめ上げるのはさほど時間はかからないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほどの幼保と同じで耐震化計画あるいは財政計画との調整を図る中で、早期建設を目指しまして鋭意努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、現在、庁内作業を進めております第4次下田市総合計画につきましてのご質問でございますけれども、この件につきましては田坂議員から6月議会におきまして、今後の行政運営というテーマの中で、単独で行財政運営をしていくためには、下田市が何を最重要課題としてとらえていくのかと、その課題は第4次下田市総合計画に反映されるべきものではないかというような、そういった観点からのご質問ございました。

今回、大変財政状況は厳しくなっている中で何を優先し、それから総合計画の核となる事業としていくのかと、また実施計画はどうなっていくのかという内容のご質問でございます。現在、この第4次の総合計画の策定状況でございますけれども、8月31日に第1回の庁内策定委員会を開催させていただきまして、策定方針の確認をした後に、これまで庁内会議を5回開催しております。この庁内会議というのは、市役所の中堅職員を中心とした会議でございますけれども、この会議の中には財団法人静岡県総合研究機構にアドバイザーとして講師派遣をご依頼しまして、総合計画策定の課題あるいは計画に求められる視点等を確認しながら、実効性のある計画を目指して協議を進めているところでございます。

また、あわせまして、これまでにアンケート調査等の実施をいたしまして、その結果につ

きまして取りまとめを行っているところでございます、これによって下田市の現状把握、戦略課題及び将来像の検討を行っているところでございます。このアンケート調査につきましては、10月の末から11月上旬にかけて、無作為抽出いたしました市内の一般市民と、それから市内の中学生と高校生の協力を得まして実施させていただきました。加えて、市役所職員の考え方につきましても対象としてアンケートを実施したところでございます。

先ほども触れましたとおり、現在集計作業を行っております、ある程度まとまっておりますので、さらに今月の18日に予定しております第6回目の庁内会議におきまして、調査結果とこれまでの検討してきた結果に乖離がないのか、そういった点を確認することとなっております。したがって、これらの作業が円滑に進めることができるような環境整備が大事であるというふうには感じております。

なお、この総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画という、そういった内容で構成されておまして、基本構想につきましては計画期間で10年間、それから基本計画も10年間でございます5年後に見直すと、さらに実施計画につきましては3年スパンで毎年度ローリングを行っていく予定となっております。

何を核とするのかというご質問につきましては、基本計画の各施策ごとの主要事業を協議する中で、今後検討してまいることになります。現時点では、基本構想部分を協議している段階でございますので、まことに申しわけございません、明確な回答ができない状況でございますことをご理解いただきたいと思います。

しかしながら、この総合計画につきましては、各個別計画との整合性に留意して、持続可能な行政経営、こうした点に視点を置いた計画にしていく必要がありますので、現在、喫緊の課題として取り組んでおります事業あるいは個別事業を策定中の事業としまして、個別計画を核として事業に据える必要があるというふうに考えております。

また、策定に当たっては、しっかりとした事務事業の評価をする必要があるというふうなご指摘でございます。この事務事業評価を取り入れていく考えはあるのかということでございますけれども、現在、本市を取り巻く環境というのが非常に厳しい状況は変わらないわけでございます、これが劇的に好転していくということは今のところ見込めない状況でございます。

しかしながら、一方、行政というのは、住民生活に密着したより多くの政策課題に対しまして適切に対応していかなければならないわけでございますので、限られた人的あるいは財政的な資源のもとで、行政の生産性の一層の向上を図るために努力していきたいということ

でございます。

住民の満足度をさらに高めていくためには、議員ご指摘のとおり事業の優先度をはっきりと格付けしまして、選択と集中という形で着実に課題解決をしていく必要があるのではないかとこのように認識はしております。

なお、よくこの行政評価の中で取り入れられておりますPDCAというサイクルの概念でございますけれども、計画、実施、評価、改善という中でのこういったサイクルを確立しながら、成果の評価が適切に行われて、状況に合わせた変革を継続する仕組みが組織内にしっかりと組み込まれ、それから住民満足度の高い効率的、効果的な施策、事務事業の推進とあわせまして、少数精鋭でやっております職員の自己実現、こういったものを充実してまいりたいというふうに考えております。

こういったことを、まず実現するためには、行政の評価というのは不可欠でございますので、数値目標設定の難しさとか、あるいは事務量の増加等も、これから地方分権の中で懸念される材料の1つではございますけれども、客観性がある納得性の高い、そういった評価手法について引き続き研究し、検討してまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 市長に細かくご答弁いただいたんですけれども、財政課長にちょっと確認しておきたいことがあるんですけれども、2点ばかり先をお願いしたいと思います。

一問一答の形でよろしいですか。

議長（増田 清君） はい、どうぞ。

7番（田坂富代君） 幼保の統廃合と学校調理場の再編整備、こういうあたりがはっきりしないと、財政見通しの提示ができないというふうに理解していいのかということをお聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 先ほども、市長のご答弁の中にもございましたように、現在、中期財政見通しという中間報告の中では、平成22年度につきましては何とか収支バランスが保てる状況の中で運営できるということでございますけれども、23年度につきましては約1億7,000万円、それから24年度につきましては2億1,700万円程度ですね、現段階での収支のアンバランス、赤字が見込まれるという中で、これについてどうやって埋めていくのかということでございますけれども、なかなか歳入の増収というのは非常に難しい状況にあると

いうふうに考えております。

しかしながら、やはり税収だけではなくて、税外収入の確保をいかに図っていくのかというところで、未収金の回収とか、あるいは未利用財産の活用とか、そういった点にも努力をしながら、さらに施設の統廃合、あるいは幼保の再編整備、こういったものをできるだけ早く具体化していく、これが非常に重要な課題となってまいるといいうふうに認識しているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 今のご答弁ですと、歳入の確保が極めて困難になっている現状では、この統廃合ときちんと行革を行い、財源を生み出さないと、ある意味必要とされる事務事業が執行できないと、そういうご答弁じゃなかったのかなと思いますけれども、現段階の構想で結構なんです、幼保を統廃合した場合、どのくらいの行革効果を予想していただけるのか、答弁できればお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 先ほどの学校教育課長のご答弁にもございましたとおり、現在、庁内のワーキンググループという形の中で具体的な検討を進めている最中でありまして、ある程度の考え方というのは固まりつつあるという状況にございますけれども、具体的な細目についてはこれから詰めていくという中で、なかなかこの行革効果を数値的にあらわすということが非常に難しいとは思いますが。

ただ、仮に現在ある例えば公立保育所とか幼稚園を極端な例で、それぞれ1園にした場合につきましては、例えば保育所については年間約5,500万円ぐらいの財源の軽減につながっていくのではないかと、また幼稚園につきましては1,635万円ぐらいの効果が生まれてきて、合わせまして1億円には届きませんが、ややそれに近い数字がはじかれてくるのではないかというふうに思います。これがマックスでは、今のところ試算では、恐らく一番高い数字ということでとらえておりますけれども、1園というのは非常に極端な考え方でございますので、これを3つあるいは4つに分けた場合には、さらに3分の1とか4分の1とかという効果になってくるのではないかというふうに、荒っぽい数字ですけれども、一応つかませていただいております。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） それでは、学校教育課のほうにいろいろと思いますが、幼保の再編整備検討委員会のこのスケジュールをお聞きしたわけなんですけれども、政策会議の決定によって示していくというお話でございました。これをいつなのかちょっとわかりませんが、早い段階で議会に示していく必要があると思うんですよ。できてしまった段階で、どうかと示されても、私たちも困るんですよ。それぞれの皆さん、地域から選出されている方もいらっしゃいますし、それぞれの地域の思いもありましょうし、そういう中ではやはりたくさんもまれたほうがいいものができると思っています。最終的なゴールは決まっていますから、急がなきゃならないというのは確かなんです。そこを遅らせたなら、また10年遅くなってしまふ、これじゃ何の意味も持たない計画ですから、結論は決まっているかもしれないけれども、きちんと中間報告として細かく議会にも示していく必要があると思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

それから、再編整備審議会にまた諮るというお話をされたわけなんですけれども、再編整備審議会に諮ってもね、先にやはり議会に報告していかないと、今までのことの繰り返しになっていくのではないかなと思います。そもそも、この再編整備審議会に諮る理由がわからない。そのあたりを見解を持っていたら、伺いたいと思います。

次に、国のほうでも幼保一元化を追加経済対策に盛り込むなどという発言まで出てきているわけなので、何らかの支援やプランがまた出されてくるのではないかなと思うんですけれども、そのときにすぐ手が挙げられるような準備をしていかないといけないと思うんですよ。周辺の市町を見ていきますと、非常にうまくやられる。東伊豆なんかは、多分細かく精査をしていく中で、研究をしていく中で、これが出てきますよと、こう前もって研究をされていて、出た瞬間手を挙げてつかんじゃうと、そのくらいの財源確保をやっているんですから、もう少し真剣にやったほうがいいと思うんですが、その必要性を感じているかどうか伺いたします。

次に、下田市学校給食センターの整備についてなんですけれども、この統合新築計画案のほうですね、だからまだこれは決定されていない事項で案ということでございますけれども、過大な施設の建設とならないような十分な検討が必要だと。平成27年度までに、下田小学校の調理場と新設の給食センターを併設することにより、目安となる1,800食が提供が可能だと。平成24年度末までに正職員が10人のうち7人が定年退職を迎える、27年度には1人が定年を迎える状況と、こういう現状の中ではやるべきことがはっきりしていますよね。ということは、やっぱりどこまでにやるのかということをしないと、もうはっきりしているんです

から、やるべきことははっきりしていますよね。だとしたら、いつまでにやるんだということ、何しろそれを決めないと、物事は進んでいかないんですから、その辺をどう考えているのかお伺いします。

次に、教育委員会がやらなくてはならない喫緊の課題の優先順位がはっきりしたのではないかなど。第1に幼保の新園、第2に給食センター、そのあたりの教育委員会としての見解を伺います。

じゃ、そこまでで、とりあえず。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず、最初の政策会議で決定していくというようなことで説明させていただきました。議員からは、早い段階で議員の皆様にも相談をしてほしいというようなご要望でございます。市のほうで方向性を決定してしまった後では遅いんだというようなお考えかと思います。それにつきましては、また途中の中間報告というものについて、どういう方法で行うのか、全協のような形で行うのか、その辺についてちょっと検討をさせていただきたいというふうに思っております。決して、秘密裏に計画を進めようと、そういうことはございませんので、その辺については何らかの方法で皆様にも情報が伝わるようなことを検討したいというふうに思います。

そして、再編整備審議会に諮るその意味合いというようなことでございますが、先ほども申し上げましたが、やはり我々の検討案について、例えば保護者の方々を含めたり、地域の方々を含めたり、そういう方々にこの案についてどうなんだと、今回は小・中のときと違まして、最初からお願いするというようなことではなくて、検討案についてどういうふうに考えるか、この方法でいいのかと、そういうようなことについてご審議いただくつもりであります。

といたしますのは、やはり幼保を再編するということは、本当に市民の方々にかなりのご負担をかけるようなことになろうかと思えます。そういう中で、市民の方々がどのようにお考えになるのかという意見をいただくというようなことでご審議をいただくというような考えを持っております。

そして、学校給食案、これにつきましては大変申しわけございませんが、今何年度に建設というような具体的な年度については、今私からは申し上げられません。先ほども申しましたように、市の財政計画の中で、先ほど財政課長からもございましたが、22年、23年ではなかなか起債ですとか、そういうものは難しい、そして24年度からは起債にある程度の余裕と

いいでしょうか、額が出るというようなことでございますもので、その辺の財政計画と調整しながら、我々とすれば早期ということで財政計画に盛っていただくような努力はしたいというふうに思っております。

そして、幼保の再編並びに給食センターの建設について、教育委員会としてどのような考えを持っているのかということでございます。これにつきましては、幼保については本当にもう10年以上かけて検討され、なかなか実現ができなかったこと、そして調理場につきましても、もう0 - 157が平成8年に出たわけなんです、そのころから老朽化があったというふうなことから、私ども本当に手をつけたいというふうに考えておったところでございます。

今回、こういうふうな形で戦略会議あるいは市の方向の中で取り上げられて、現実度が近づいたのかなというふうな考えを持っておりますので、改めて本腰を入れてというような形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 今の発言でちょっと納得いかないところありますけれども、企画財政課長のほうはこの2つが、幼保と学校調理場の再編、これがちゃんとできないと財政見通しの提示ができないと一方では言っているんですよ。おかしいんじゃないですかね。そのあたりをきちんとやっていただかないと、私も財政課長の味方するわけじゃないんですけど、やっぱり今までの懸案事項としてずっと長年こうやってきたという事実があるんだから、そこをはっきりしてもらわなきゃ困ると思いますよ。やっぱりご自分たちの仕事として、きちんといつまでにやるんだと、それは当然財政がかかわることですからわかるんですよ。わかるんだけれども、しっかりとした計画をあなた方が担当課として立てなかったらできるわけがないんですよ。そこをしっかりとっていただきたいと思います。

次に、市長のほうから、平成22年から23年までは普通建設事業費が起債枠が2億3,000万程度、そして24年から31年、これが起債額が4億3,000万、24年度以降もその程度ということでございました。なかなか厳しい状況の中で、懸案になっているものはここで解決していきけるのではないかというお話でございました。

自主財源である税の減収、それから事業仕分けによる国庫負担金や補助金の減額、また国税5税の大幅な減額によるさまざまな影響が今後予想されてきますよね。今までも、適債事業という考え方の中で、いかに一般財源を手当てしていくのかということをご苦労されてき

たわけですよ。それは十分承知しておりますし、今後は費用対効果が大きく改善できる事業を優先するというご答弁もございましたので、学校給食のセンターのこともそうですし、幼保のことについてもそうなんですけれども、やはりすべてこの行政のものって費用対効果を図るというのは難しいと思うんだけど、そこが求められているということなので、ぜひこのあたりを頑張ってやっていただきたいと思います。

市長の考え方として、繰り返しになるんですが、下田市の喫緊の課題として取り組む優先順位は、第1に幼保の新園、第2に給食センター、第3に庁舎ということでよろしいのか伺います。

議長（増田 清君） ここで時間を延長します。

市長。

市長（石井直樹君） 先ほど申し上げましたように、いわゆるランニングコストとか費用対効果というのはしっかり、後年度に影響が出てくるものですから、今回やるときにはしっかりその辺のことをやらなきゃならない。ですから、給食調理場のほうの関係も民間委託を視野に入れて考えなさいよというふうには、担当のほうには指示をしてあります。

具体的には、一応財政のほうとの話の中では、優先順位が幼保の統廃合の関係、それから2番目に学校調理場の再編整備ということが財政のほうも考えていることですから、こういう順番でいく。当然、それに並行して基金の積み立てができるかどうかによって、本庁舎の問題も27年度までにやりたいなと、こういうことでございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） もう1点、市長にお伺いしたいのは、市長の責任として任期中にしっかりと安全・安心な施設を子供に提供する気があるのかどうかお伺いいたします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） もうあと限られた任期の期間でございますので、先ほども担当のほうからこの幼保の問題についても、ある程度来年の1月ぐらいには考え方をまとめたいということでございますから、やはり集中型ということになると大きなものをつくらなきゃならない、そうすると場所が問題とかということでございますので、とにかく着手をするなり、そういうものにつまましてはしっかり当然やらなきゃならないという責任があるかと思えますし、そういうふうにはやっていかなきゃなかなか間に合わなくなってくるということでございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 副市長に伺います。

この市長の思いを、事務方の長として実現する最大限の努力をするということによろしいのか伺います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 当然に、行政執行の問題につきましては、それぞれ政策会議等々議論をいたしますが、常に市長の指示に従って適切な執行を考えているところでございますから、今、市長がそういうふうな答弁をすればですね、それはもう何を置いても、私ども頑張りたいと思います。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 最後に、教育長、学校教育課長にお答えいただきたいと思います。

中学校の統廃合は見送る、過去の出来事、終わってしまったことと思われては困ります。あなた方の態度は、まるで他人ごとのようだといつもいらいらして私は聞いているんですよ。教育長も丁寧に答えてくださいますし、名高課長も丁寧に答えてくださっているんだけど、熱い思いを持ってやっていただきたいと思っています。

現況では、行革と耐震という側面から議論すべきだと思いますし、安心・安全が命を中心に考えるなら一番重要です。しかし、下田市として子供の教育をどうしていくのかと、そういう根本がしっかりしていないような気がしてならないんですよ。小1プログラムとか、そういう問題が顕著化して久しいんだけど、就学前教育をどう考えるのか、小学校とか中学校の教育をどう考えていくのか、どうしていくのか、そのあたりが欠落しているように思えてならないんです。

これは幼保一元化、その他に関しては、これはもう市の政策として、その責任は市が負って本気でやるよと、市長が言ってくださっているわけですから、それを教育の長として、担当課として責任を持って限られた年限できちんとやり切るということがあなた方の責務だと、そういうふうに思うんです。遅れは決して許されない、そう思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） 大変厳しいお言葉をいただきましたけれども、まず丁寧については、これ私もずっと私自身のモットーとして、できるだけ誠意を持って答えようと、こういう気持ちの表れであるということをご理解をいただきたいと思います。

今お話にありましたけれども、特に今日の議員からのお話、ご質問の中の幼保の関係、そ

れから給食センター、これについては本当に私たちも急がなければならないと、冒頭お話しをしたとおりでございます。今、市長、それから副市長のほうから、これは何としてもやらなければならないと、こういうお言葉をいただきましたので、本当に私たちの願いがこれで一步も二歩も前進できるのかなと、こういう思いでまずあります。これについては、認識につきましては、もうすぐにでもやらなければならないと、これはもう強く思っているところでございますので、教育委員会としてもできるだけ早く、具体的、実現性のある計画をしっかりとつくって、これを進めていきたいと、このように思っております。

何かもっとしっかりしたものを示せと、こういうふうには今日は大変強い励ましのお言葉をいただいたと、このように理解をしまして、頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 何か私の思いがですね、熱い思いとして出ていないというようなことでございます。そんなことはなくて、一生懸命対応しているつもりではございます。

ただ、この計画等につきましても、私ども何年までには完成させたいという計画は持っています。ただ、ここでそれを言ってしまうと、ひとり歩きするというようなことがございまずもので、何年までに建てたいと、そういうものについてはこの庁内の会議の中でしっかりと示す中で、それを実行できるように努力したいということで申し上げさせていただいておりますので、私の気持ちも少しはわかっていただきたいなと、そのように思います。ありがとうございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 終わります。

議長（増田 清君） これをもって、7番 田坂富代君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時 3分散会